

【資料】

島田市こども計画

<素案>

令和6年10月

島田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 踏まえるべき国の動き	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	6
第2章 島田市のこども・若者を取り巻く現状	9
1 統計からみる島田市の現況	10
2 アンケート調査結果からみる島田市の現況	24
第3章 計画の基本理念と施策の体系	27
1 計画の基本理念（案）	28
2 計画の視点	30
3 数値目標	31
第4章 少子化対策に関する取り組み	33
施策体系	34
施策Ⅰ 妊娠期からはじまる切れ目のない支援体制の充実	35
施策Ⅱ 地域における子育て支援の充実	39
施策Ⅲ 就学前のこどもの教育・保育環境の充実	47
施策Ⅳ 子育て家庭への負担の軽減及び子育て環境の整備	51
施策Ⅴ 特別な援助が必要な家庭の生活の向上	54
第5章 子ども・若者育成支援に関する取り組み（子ども・若者育成支援計画）	61
施策体系	62
施策Ⅰ こどもまんなか社会に向けた機運醸成	63
施策Ⅱ こども・若者の豊かな心と体の育成	66
施策Ⅲ こども・若者の居場所・活動の充実	69
施策Ⅳ こども・若者が希望を持てる社会づくり	74
施策Ⅴ こども・若者が安心・安全にらせる環境づくり	78
施策Ⅵ 困難を有するこども・若者の自立に向けた支援	81
第6章 子どもの貧困対策に関する取り組み（子どもの貧困対策推進計画）	91
施策体系	92
施策Ⅰ 教育機会の充実	93
施策Ⅱ 生活の安定に資するための支援の充実	97
施策Ⅲ 支援につながる仕組みづくり	100

第7章 子ども・子育て支援に関する取り組み（子ども・子育て支援事業計画）	105
第8章 計画の推進にあたって	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の進捗管理と評価	107

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

島田市（以下、「本市」という。）では、「しまだ子ども未来応援プラン（島田市子ども・子育て支援事業計画）」、「島田市子どもの貧困対策推進計画」、「しまだ大井川「子ども・若者プラン」（島田市子ども・若者育成支援計画）」を策定し、こども・若者や子育て家庭への支援に関するさまざまな取り組みを推進してきました。

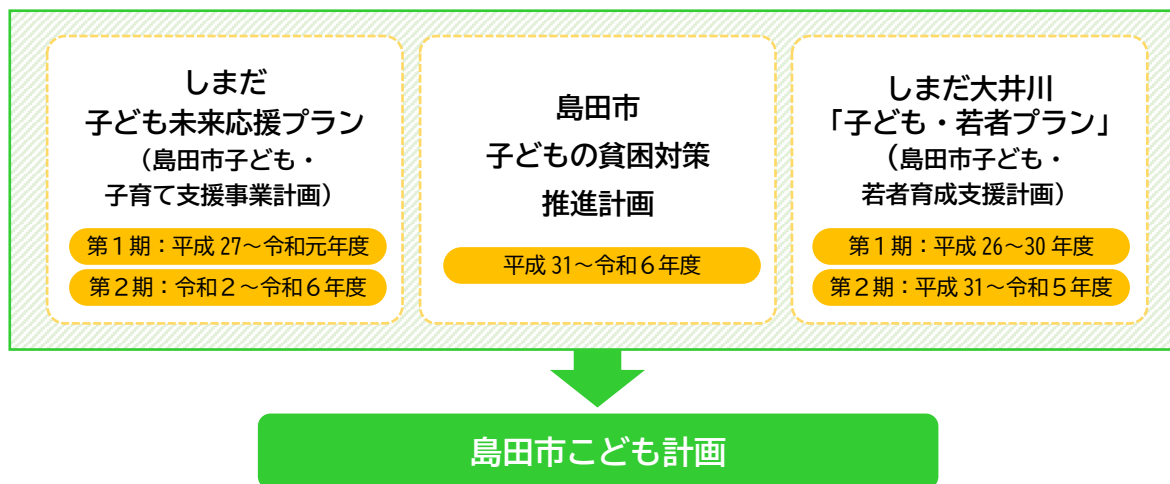
しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じたさまざまな困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況を踏まえ、国では令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

このたび策定する、「島田市こども計画」（以下、「本計画」という。）は、「こども基本法」に基づき、これまでの本市のこども施策に関する計画を一体的に策定し、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指すものです。

■これまでの島田市のこども施策に関する計画と本計画の関係



2 踏まえるべき国の動き

■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱（令和3年度）	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠及び他計画との関係

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

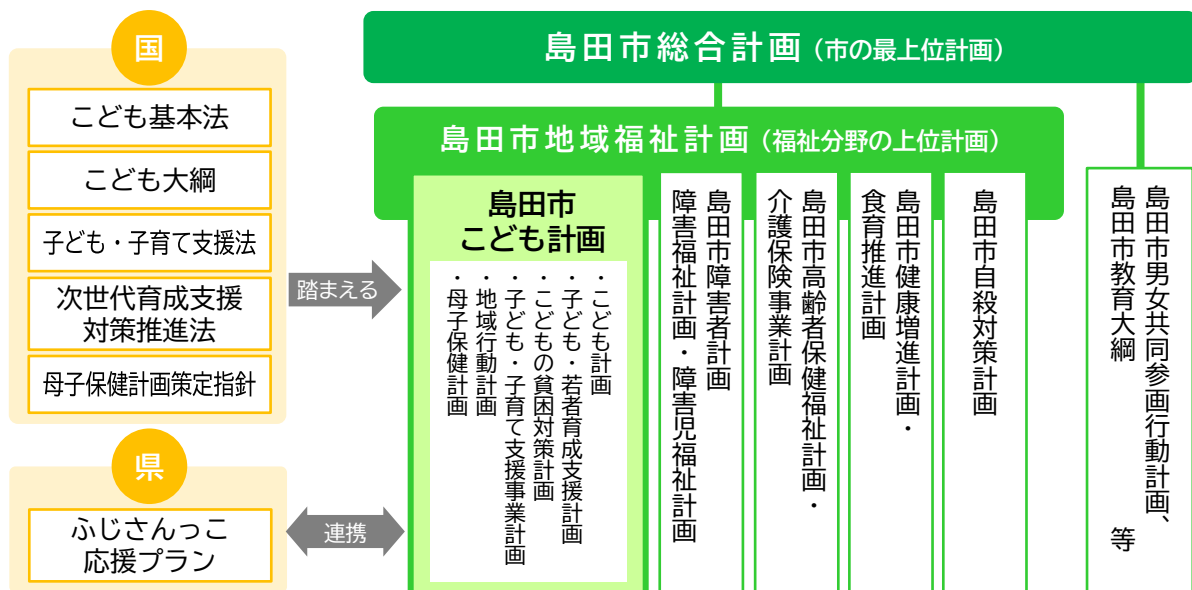
また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を一体として策定します。

なお、「島田市総合計画」及び「島田市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しています。

■一体として策定する計画

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「地域行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

■計画の位置づけ



(2) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、SDGsの理念を踏まえて、こども施策を展開します。

■SDGsの17の目標



4 計画の対象

本計画のこども・若者の範囲は0歳からおおむね30歳未満の者としませんが、施策によってはポスト青年期（40歳未満）を対象とします。

本計画の対象は、こどもが若者となりおとなになるまでの心身の発達の過程において、こどもの健やかな成長に対する必要な支援を行うため、こども・若者、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる企業、子育て支援団体、地域住民等、本市のすべての市民及び団体等を広く対象とします。

■こども・若者の範囲



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の調査・策定		島田市こども計画（5年間）				

6 計画の策定体制

(1) 検討体制

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「島田市子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する審議を行い策定しました。

(2) アンケート調査の実施

① 子ども・若者実態調査

「子ども・若者実態調査」は、島田市在住のこども・若者の普段の生活や考え等を把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の15歳～39歳 1,000件
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査期間：令和6年2月19日～3月3日
- ・調査方法：QRコード付きハガキによる配布・WEB回答

	配布数	有効回収数	有効回収率
15歳～39歳	1,000件	281件	28.1%

② 子どもの生活実態調査

「子どもの生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）は、子どものいる家庭の生活状況や、子どもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：島田市立の小学校5年生、中学校2年生 1,680件
島田市立の小学校5年生、中学校2年生の保護者 1,680件
- ・抽出方法：全数調査
- ・調査期間：令和6年2月29日～3月13日
- ・調査方法：学校を通じた配布・回収

	配布数	有効回収数	有効回収率
小中学生	1,680件	1,530件	91.1%
小中学生保護者	1,680件	1,454件	86.5%

③ 子ども・子育てに関するニーズ調査

子ども・子育てに関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）は、保育ニーズや島田市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の「就学前児童」の保護者 1,600 件
市内在住の「小学生児童」の保護者 1,000 件
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査期間：令和6年2月19日～3月3日
- ・調査方法：郵送による配布・回収

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,600 件	881 件	55.1%
小学生児童	1,000 件	554 件	55.4%

④ こども・若者アンケート調査

「こども・若者アンケート調査」は、島田市在住のこども・若者の学校や家庭など身近な環境やこどもの権利、島田市に対する思いや考えを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の6歳～18歳
- ・調査期間：令和6年6月17日～6月30日
- ・調査方法：市HP、市公式LINE、しまいく+（ぷらす）による公開・WEB回答
- ・回収数：178件

（3）パブリックコメントの実施

市民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章

島田市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる島田市の現況

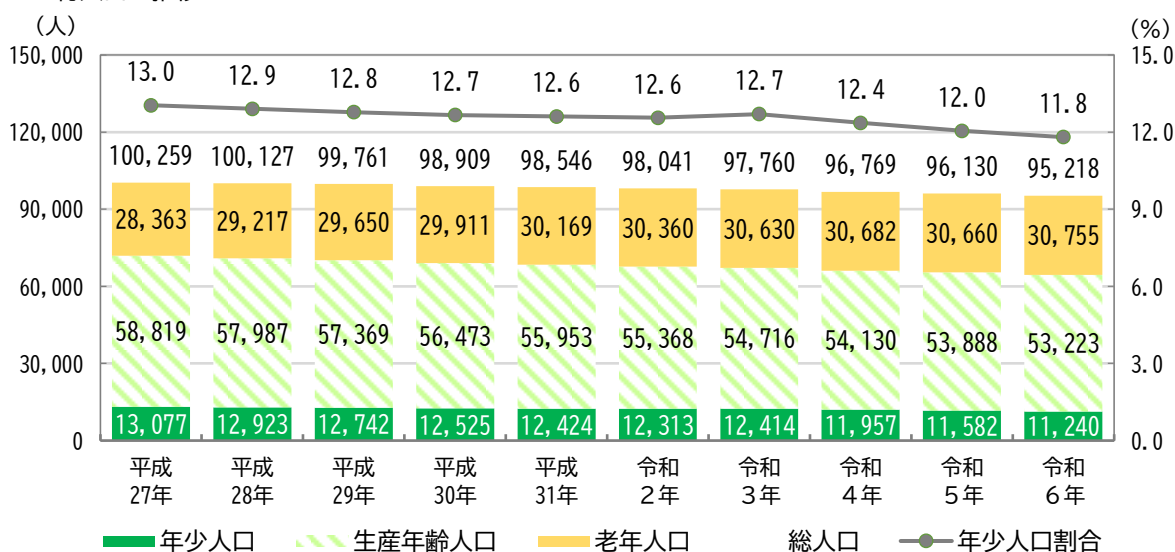
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年3月末には95,218人となっています。

年齢別でみると、老年人口は増加傾向にあるのに対して、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が続いています。年少人口割合は令和6年で11.8%となっています。

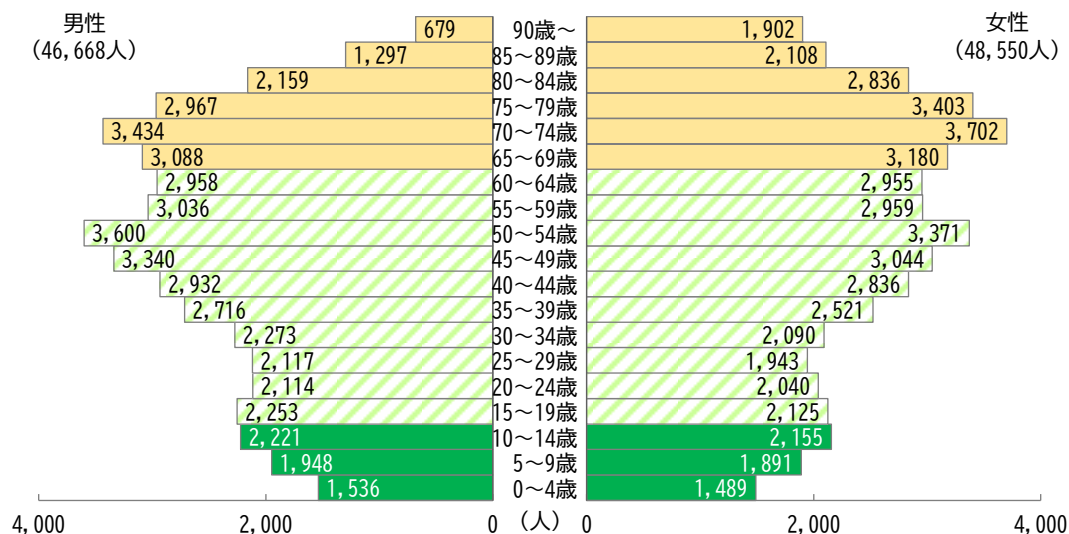
令和6年3月末時点の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに70～74歳、また50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。一方、団塊ジュニア世代の子ども世代にあたる部分にふくらみはみられず、15歳未満の人口が少なくなっています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■島田市の人口ピラミッド



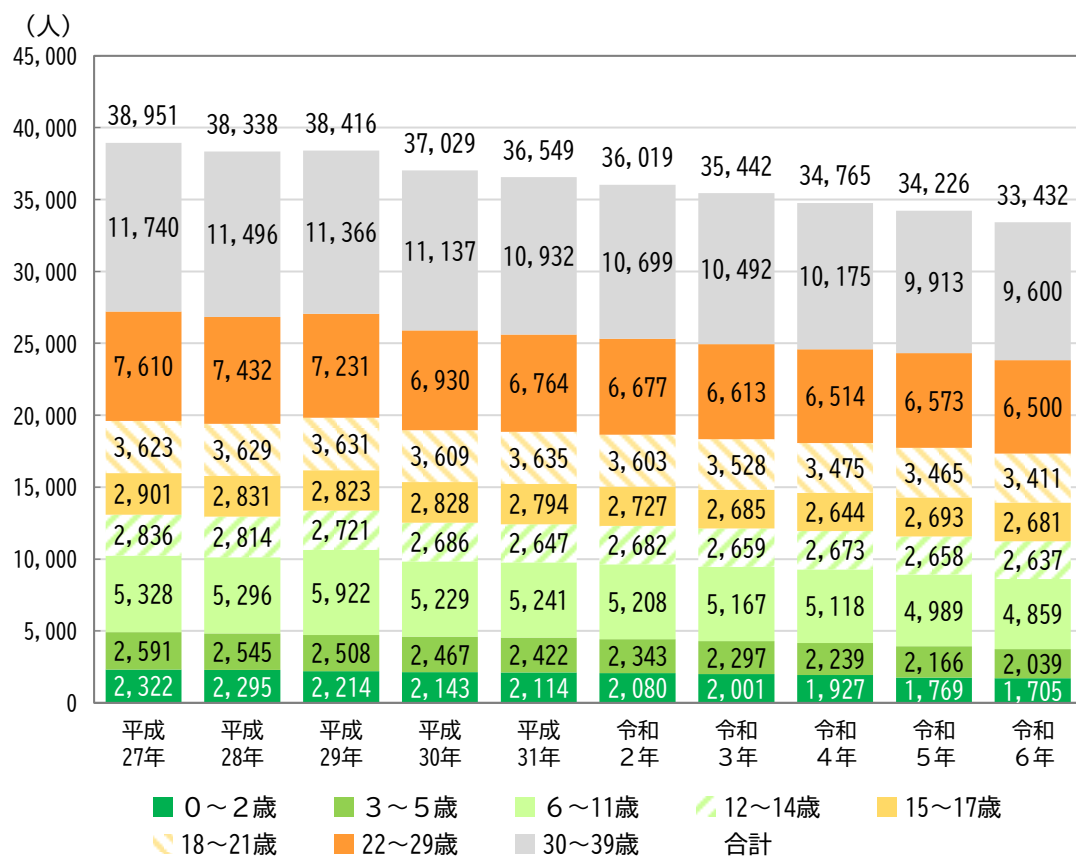
資料：住民基本台帳（令和6年3月末時点）

(2) こども・若者の人口の状況

本計画の対象となる、本市のこども・若者の人口は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 6 年 3 月末には 33,432 人となっています。

年齢別にみると、平成 27 年から令和 6 年にかけて 0～2 歳、3～5 歳で特に減少しています。

■こども・若者の人口の推移



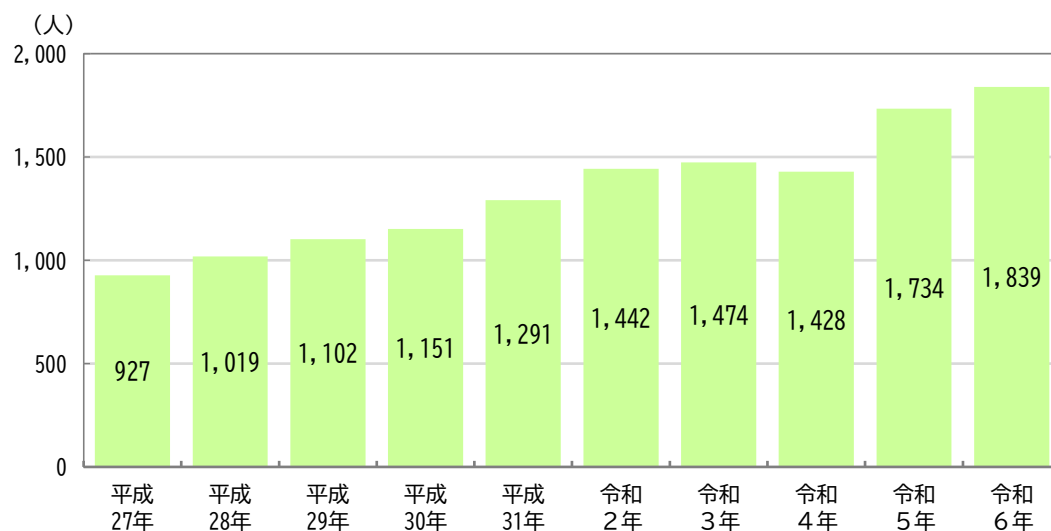
資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

(3) 外国人人口の状況

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和6年3月末には1,839人となっています。平成27年から令和6年にかけて約2倍となっています。

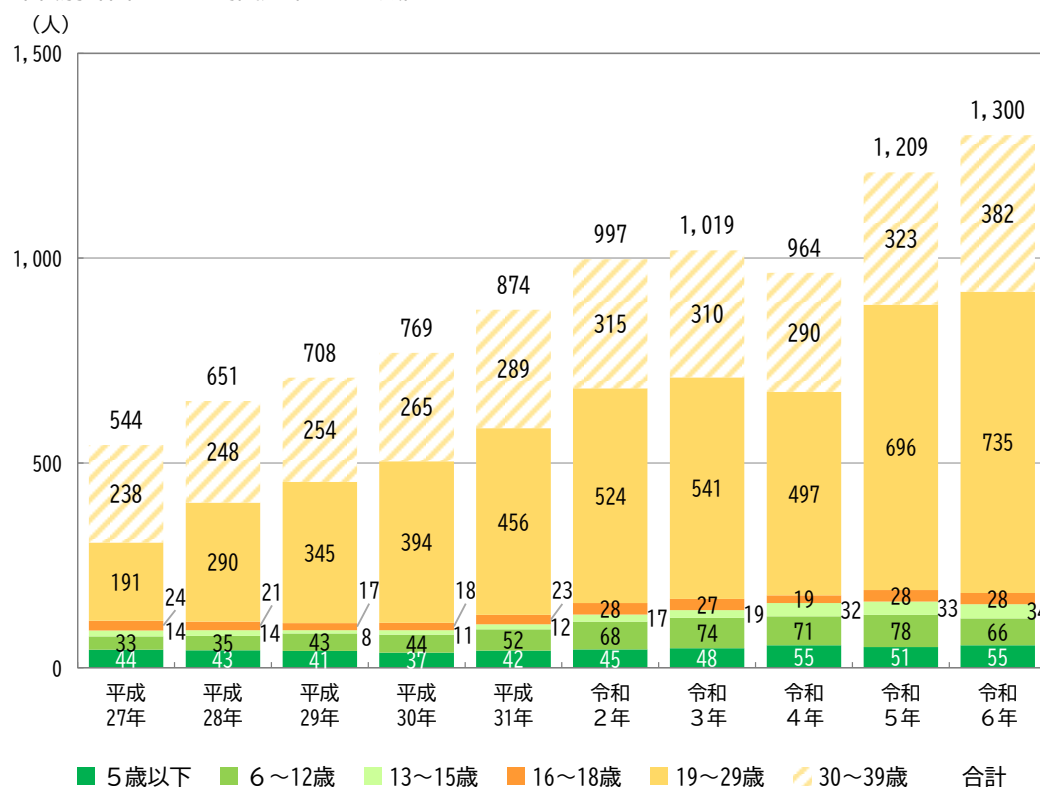
年代別でみると、特に19～29歳で増加しています。

■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■年代別外国人人口の推移（0～39歳）

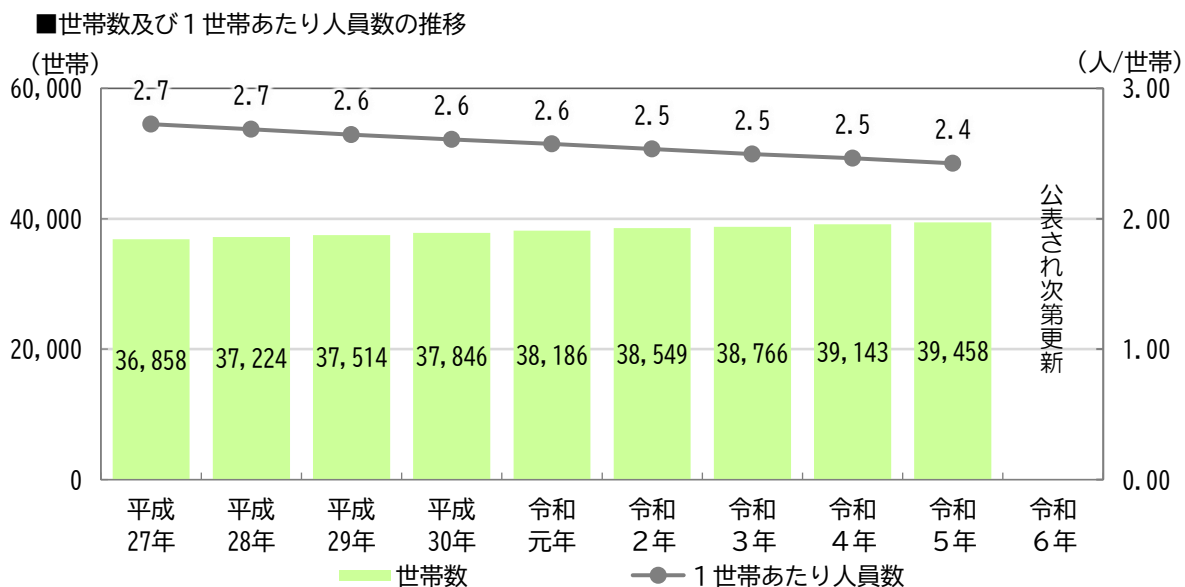


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(4) 世帯の状況

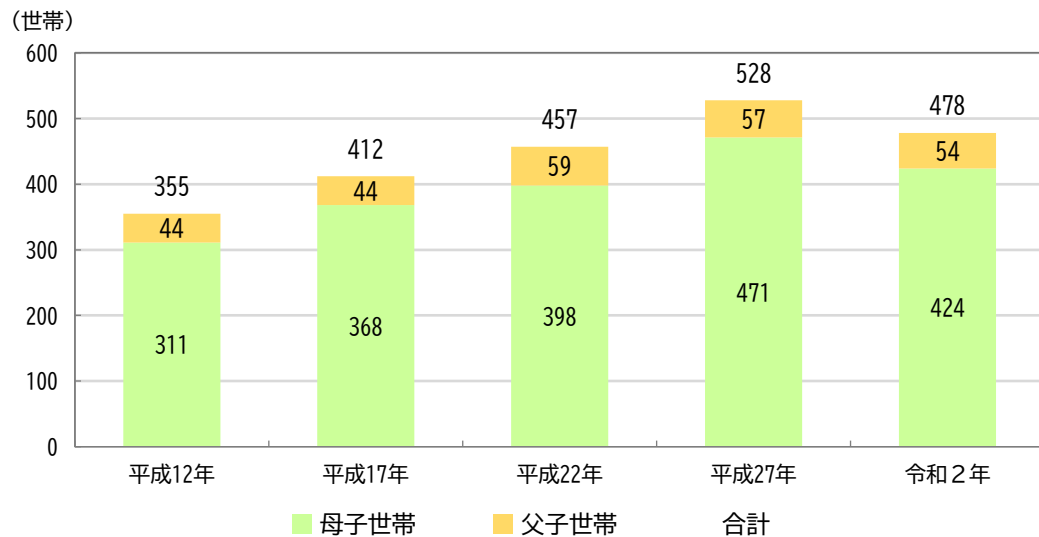
本市の世帯数は年々増加し、令和5年12月末で39,458世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数は年々減少し、令和5年12月末で2.4人となっています。

本市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は、平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっていました。令和2年にはやや減少し、424世帯となっています。また、父子世帯は40～50世帯台で増減しながら推移しています。



資料：住民基本台帳（各年12月末時点）

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

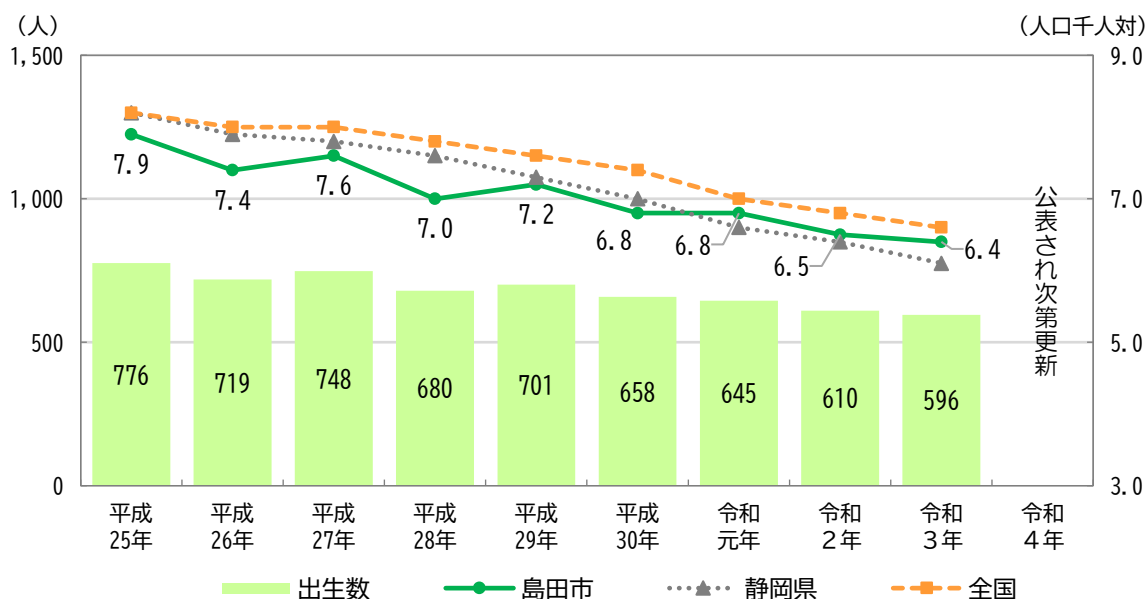
(5) 出生等の状況

出生数は減少傾向にあり、令和3年で596人となっています。

人口1,000人に対する出生率は、増減しながら減少傾向で推移しており、令和元年以降は静岡県より高いものの、全国よりは低くなっています。

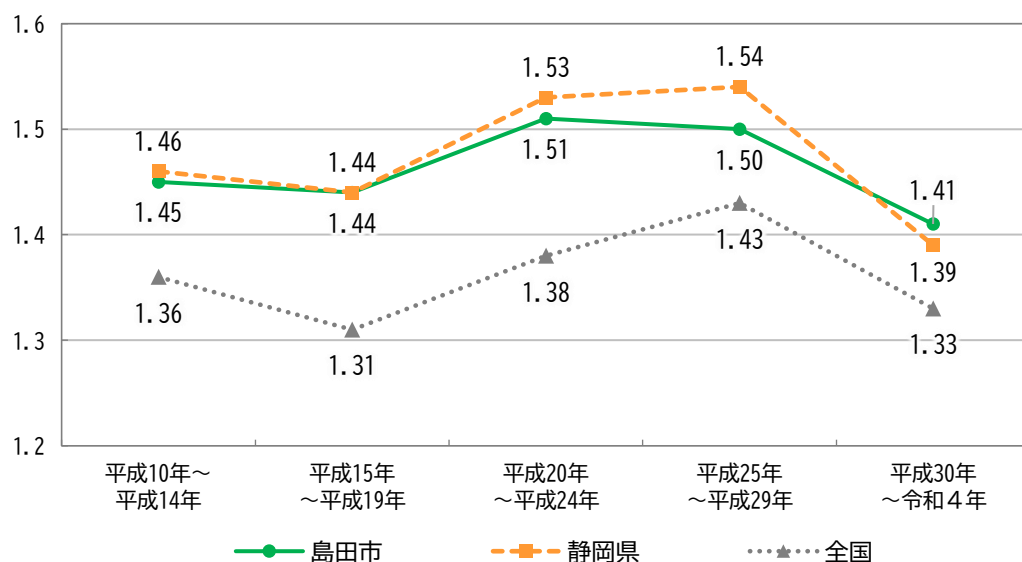
合計特殊出生率は、平成30年～令和4年までの直近の値では1.41となり、静岡県、全国を上回っていますが、平成10～平成14年以降最も低くなっています。

■出生数及び出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



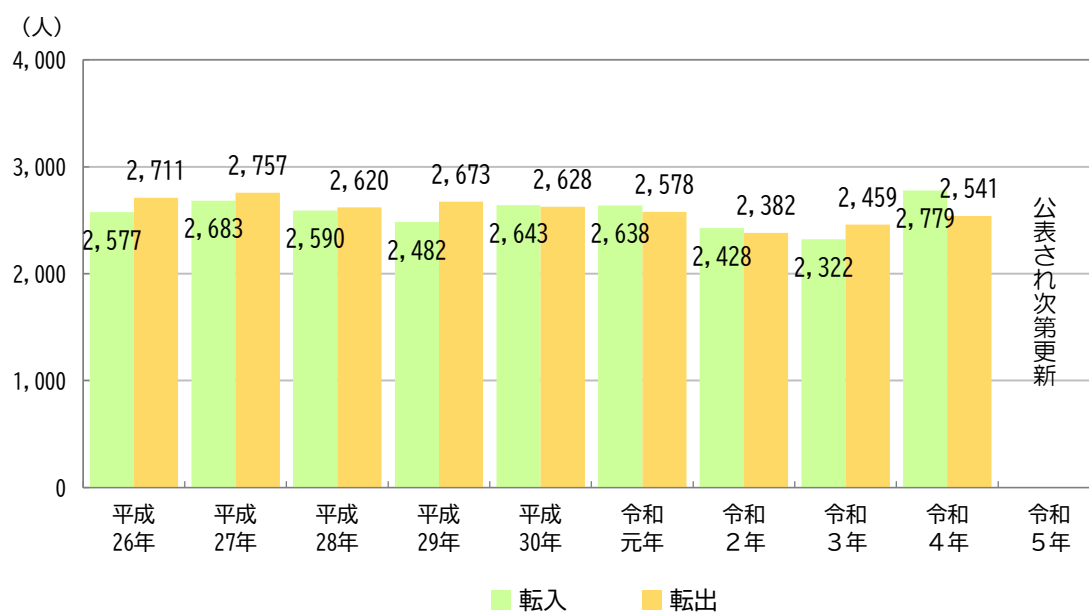
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 転入・転出の状況

転入者数は増加傾向にあり、令和4年には2,779人となっています。平成26年から令和4年にかけて1.1倍となっています。

一方で、転出者数は減少傾向にあり、令和3年以降で増加しているものの、平成30年以降で転入者数を下回っています。

■転入者数・転出者数の推移

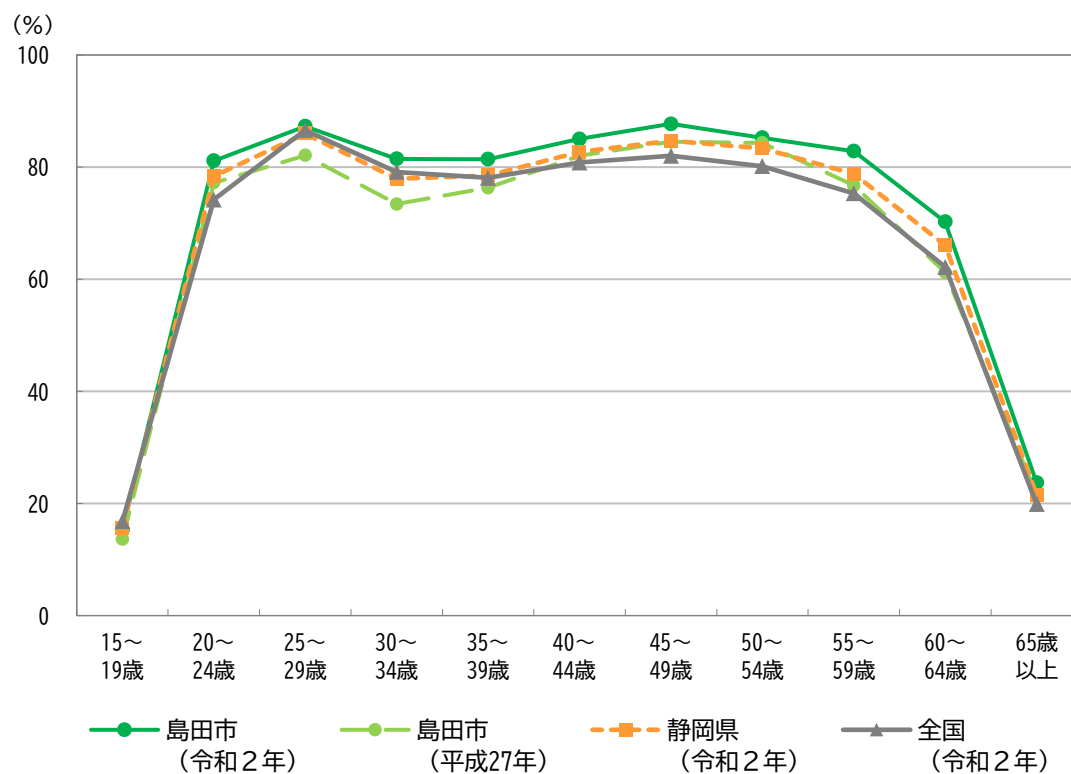


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

(7) 就業の状況

女性の労働力率は、経年で比較すると全体的に上昇していますが、未だ30歳代で割合が低い「M字カーブ」になっており、出産・子育て期に離職する女性が多いことが想定されます。15～19歳を除くすべての年代で、静岡県、全国よりも高くなっています。

■女性の労働力率



(%)

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳
島田市 (令和2年)	15.3	81.1	87.3	81.5	81.4	85.0	87.7	85.2	82.8	70.2
島田市 (平成27年)	13.6	77.2	82.1	73.4	76.3	82.0	84.5	84.3	76.7	61.2
静岡県 (令和2年)	15.6	78.4	86.0	77.9	78.5	82.7	84.7	83.3	78.7	66.1
全国 (令和2年)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2

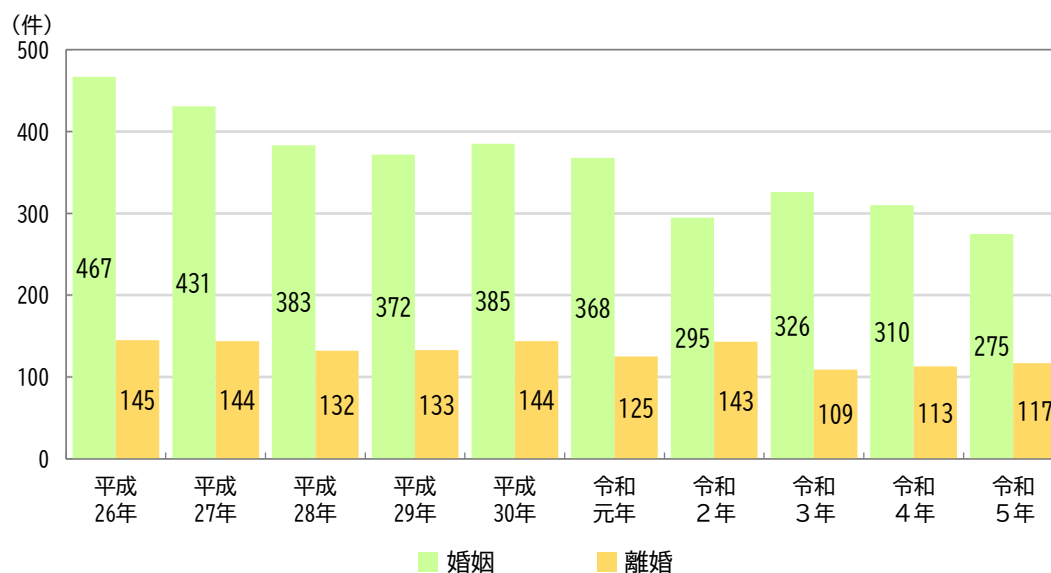
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(8) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は増減しながら推移しており、令和5年で 275 件となっています。離婚件数については増減しながら推移しており、令和5年で 117 件となっています。

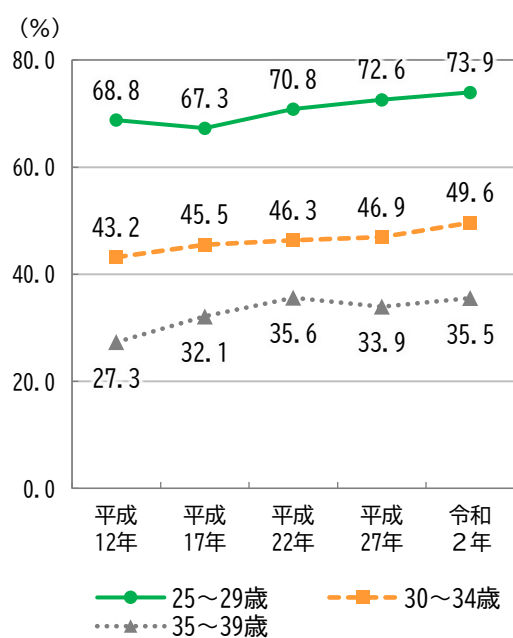
未婚率は、男女ともに上昇傾向にあります。

■婚姻・離婚件数の推移

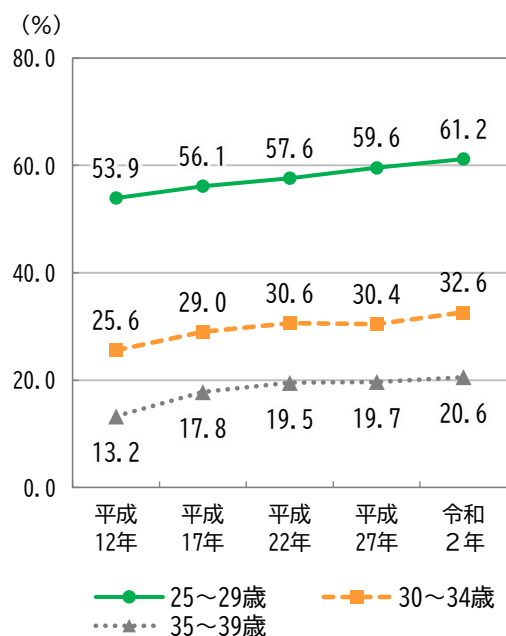


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

■未婚率の推移（女性）



■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(9) 要保護児童の状況

子育て応援課家庭児童相談係では、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るための相談支援を実施しています。

子育て応援課家庭児童相談係の相談件数は、増減しながら推移しており、令和5年度で705件となっています。相談内容別にみると、養護相談が最も多くなっており、令和5年度では相談件数全体のうち6割以上を占めています。

児童虐待相談件数は減少傾向となっており、令和5年度には161件となっています。種別でみると、いずれの年度においても身体的虐待が最も多くなっています。

■相談件数の推移

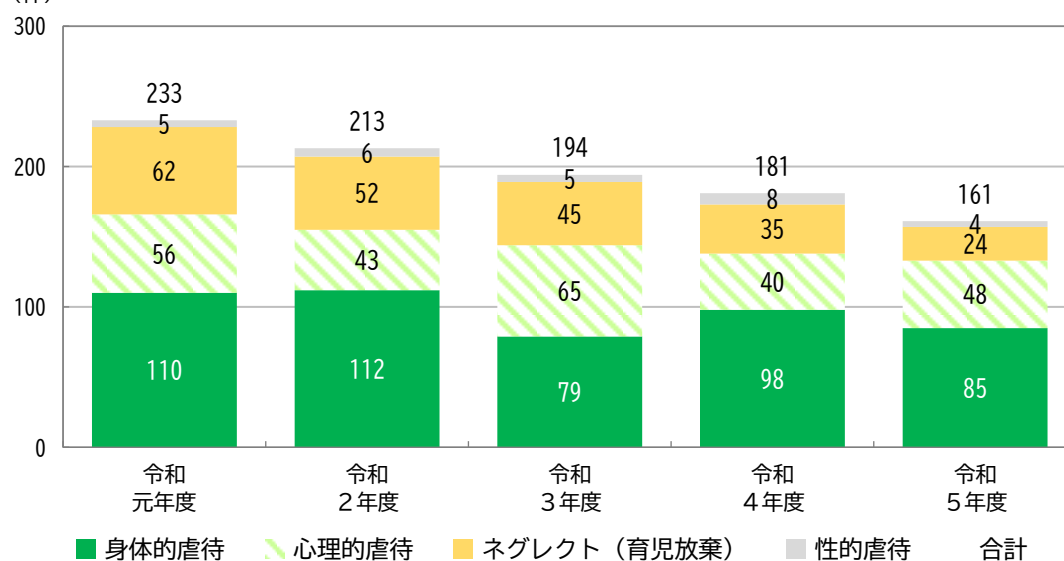
(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	365	353	349	331	451
保健相談	35	12	7	12	9
障害相談	43	15	14	16	7
非行相談	21	13	9	8	7
育成相談	90	67	69	52	41
その他	258	208	188	170	190
合計	812	668	636	589	705

資料：子育て応援課

■児童虐待相談件数の推移

(件)



資料：子育て応援課（各年度末時点）

(10) 特別な支援が必要なこどもの状況

子育て応援課発達相談係では、発達が気になるこどもに関する相談を、こども発達支援センターふわりでは、発達支援（療育）と障害児相談支援を実施しています。

こどもの発達に関する相談件数及び障害児相談支援件数は、ともに増加傾向にあります。

■発達が気になるこどもの相談件数の推移 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所による 発達相談	117	335	330	427	466

資料：子育て応援課

■こども発達支援センターふわり通園状況の推移 (人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期 通園	在籍人数	24	24	23	25	23
	延べ人数	4,227	3,653	3,781	4,317	4,627
親子 通園	在籍人数	27	21	24	26	20
	延べ人数	571	450	492	383	429
並行 通園	在籍人数	42	38	29	30	28
	延べ人数	847	789	840	725	642
合計	在籍人数	93	83	76	81	71
	延べ人数	5,645	4,892	5,113	5,425	5,698

資料：子育て応援課

■こども発達支援センターふわり障害児相談支援件数の推移 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉サービス等 利用相談支援	404	420	452	408	516

資料：子育て応援課

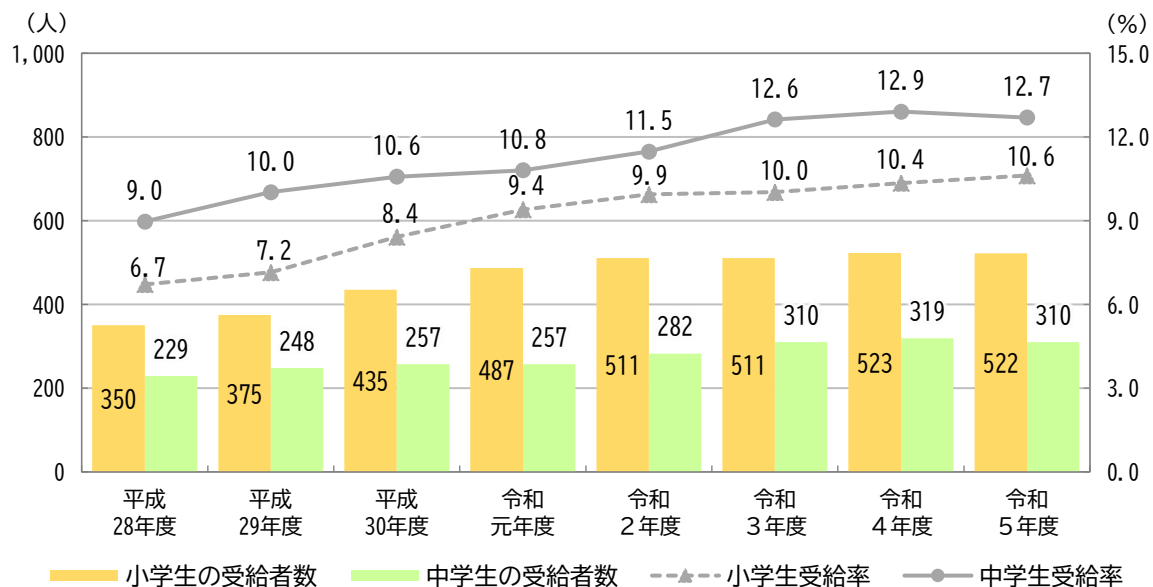
(11) 就学援助等の状況

就学援助受給者数は、小学生・中学生ともに増加傾向となっています。令和5年度には小学生で522人、中学生で310人となっています。

受給率は、中学生が小学生を上回って推移しています。

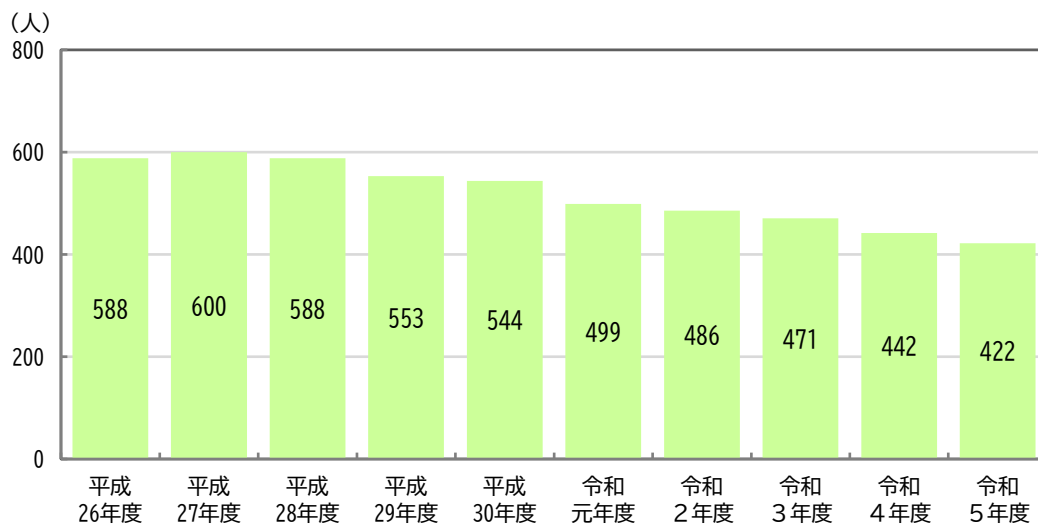
児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和5年度には422人となっています。

■就学援助受給者数の推移



資料：教育総務課（各年度末時点）

■児童扶養手当受給者数の推移

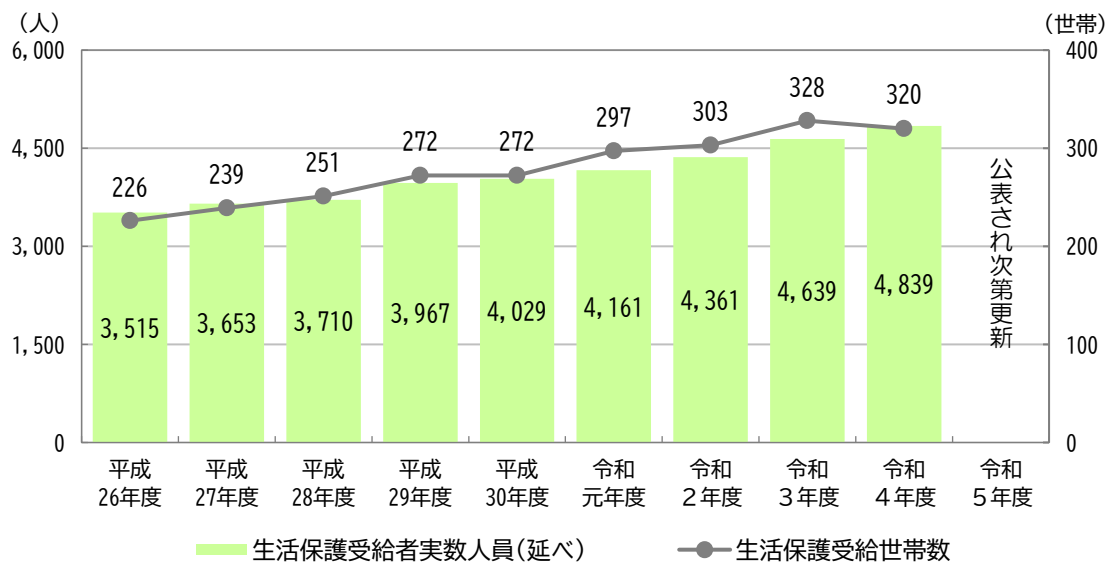


資料：子育て応援課（各年度末時点）

(12) 生活保護等の状況

生活保護受給者実数人員及び世帯数はいずれも増加傾向にあり、令和 4 年度の受給者数は 4,839 人、世帯数は 320 世帯となっています。

■生活保護受給者実数人員及び生活保護受給世帯数の推移

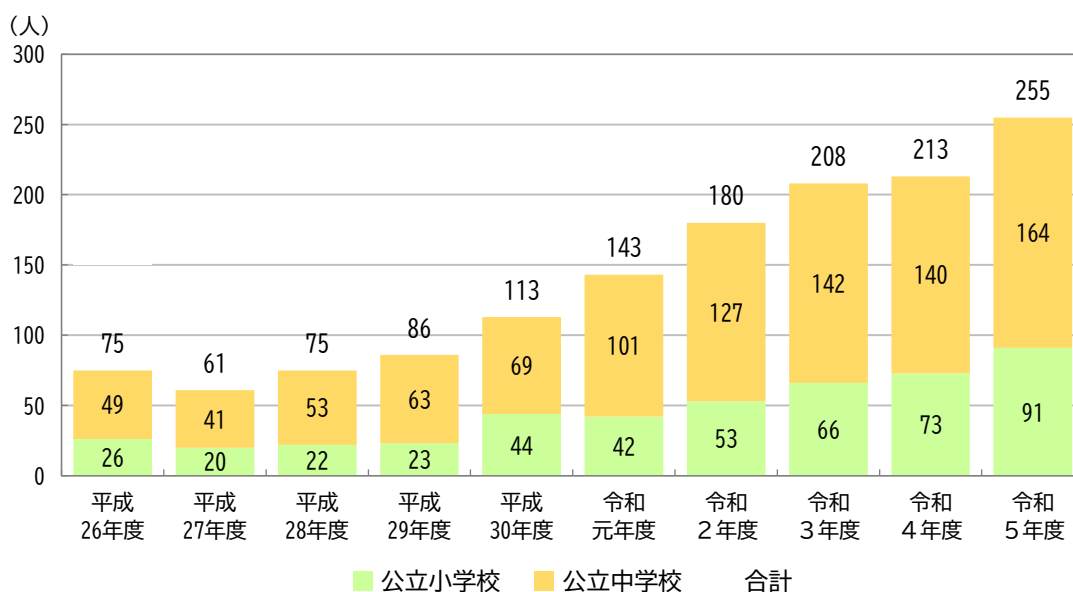


資料：福祉課

(13) 不登校の状況

不登校児童・生徒数は、平成 28 年度以降増加傾向となっており、平成 27 年度から令和 4 年度にかけて全体で 4.2 倍となっています。なお、令和 5 年度には公立小学校で 91 人、公立中学校で 164 人となっています。

■不登校児童・生徒数の推移

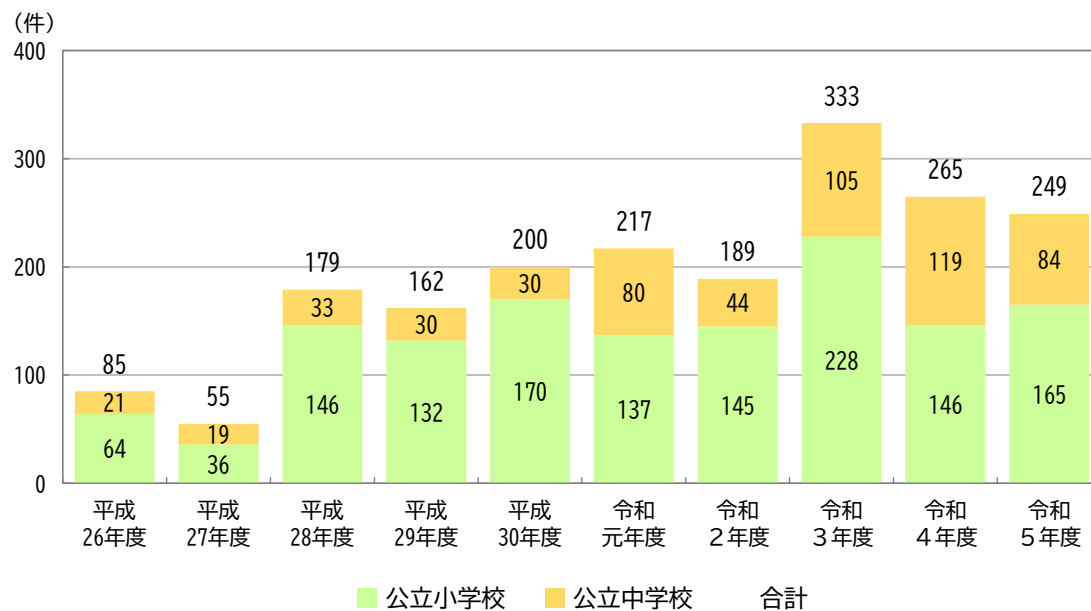


資料：学校教育課（各年度末時点）

(14) いじめの状況

いじめ認知件数は、増減しながら推移し、全体では令和3年度の333件をピークに減少に転じています。令和5年度には公立小学校で165件、公立中学校で84件となっています。

■いじめ認知件数の推移



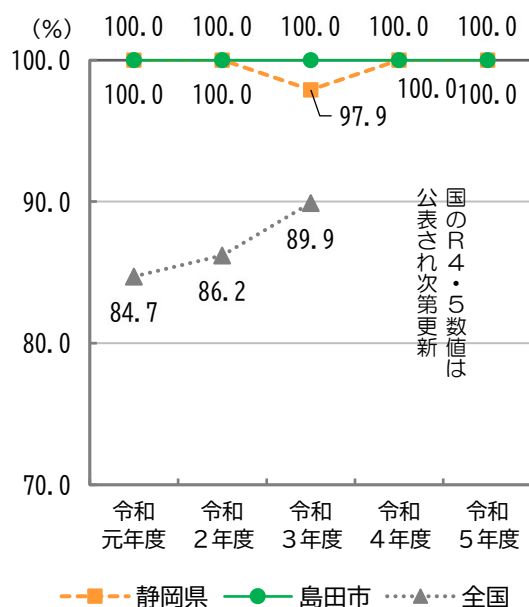
資料：学校教育課（各年度末時点）

(15) スクールカウンセラー等の状況

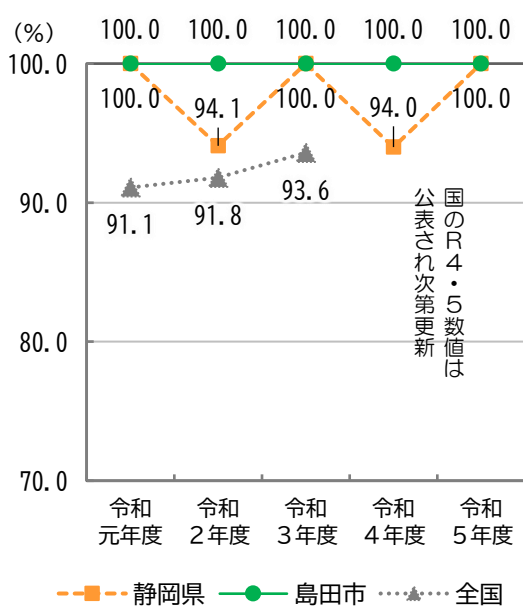
スクールカウンセラー配置率は、小学校・中学校ともに継続して 100.0%となっており、全国の配置率を上回っています。

スクールソーシャルワーカーの相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度には相談のみの件数は1,210件、適切な機関につなげた件数は179件となっています。平成26年度から令和5年度にかけてそれぞれ約10倍、約3倍となっています。

■小学校のスクールカウンセラー配置率



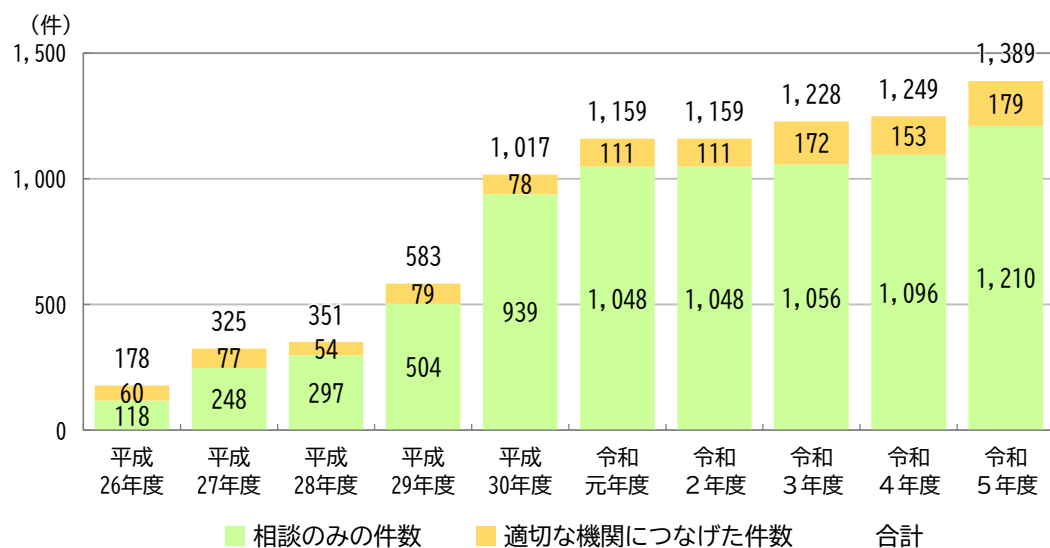
■中学校のスクールカウンセラー配置率



資料：学校教育課

全国…「子供の貧困対策に関する有識者会議」資料

■スクールソーシャルワーカーの相談対応件数の推移



資料：学校教育課（各年度末時点）

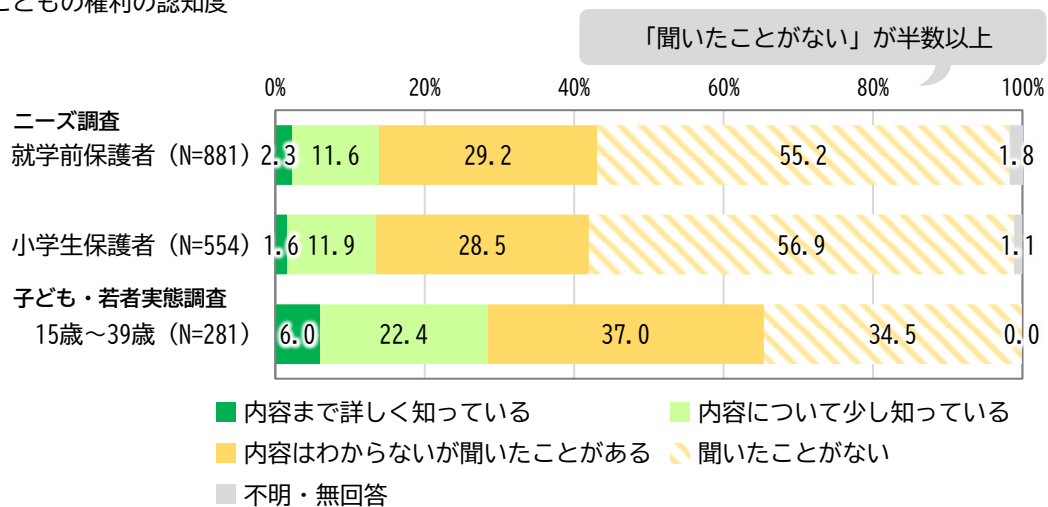
2 アンケート調査結果からみる島田市の現況

(1) こどもの権利について

こどもの権利の認知度について、ニーズ調査では『知っている』が就学前児童保護者で13.9%、小学生児童保護者で13.5%となっており、「聞いたことがない」がそれぞれ5割以上を占めています。子ども・若者実態調査では『知っている』が28.4%となっています。

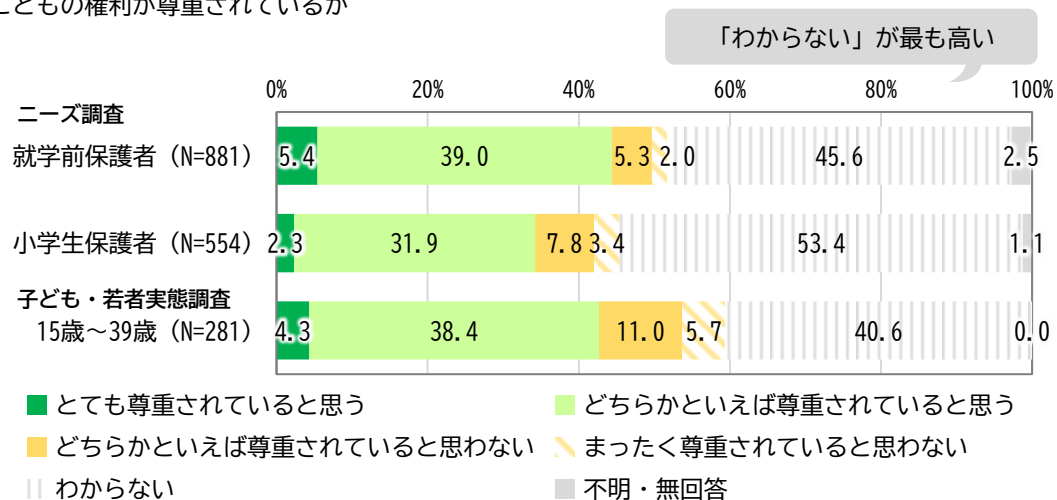
島田市においてこどもの権利が尊重されているかについて、いずれの調査においても「わからない」が最も高くなっています。ニーズ調査では『尊重されている』が就学前児童保護者で44.4%、小学生児童保護者で34.2%となっています。子ども・若者実態調査では『尊重されている』が42.7%となっています。

■こどもの権利の認知度



※『知っている』:「内容まで詳しく知っている」と「内容について少し知っている」の合算

■こどもの権利が尊重されているか

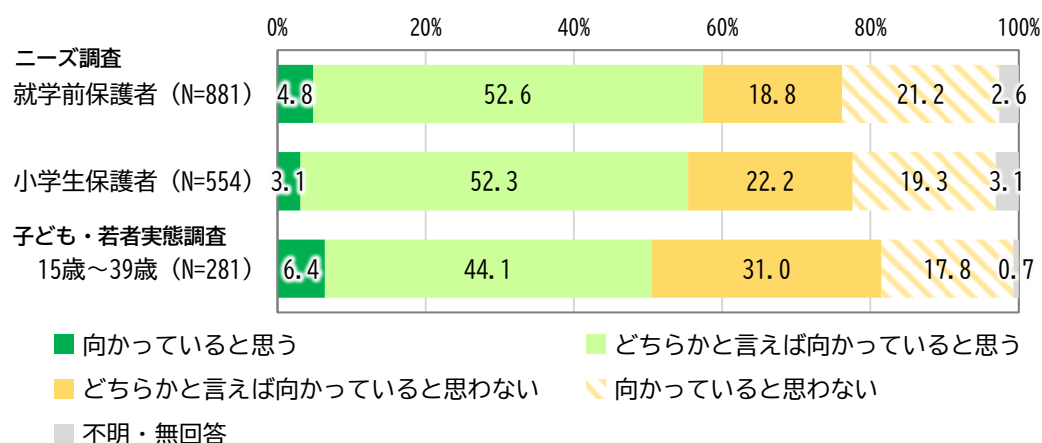


※『尊重されている』:「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算

(2) こどもまんなか社会について

島田市がこどもまんなか社会に向かっていると思うかについて、ニーズ調査では『向かっている』が就学前児童保護者で57.4%、小学生児童保護者で55.4%となっています。子ども・若者実態調査では『向かっている』が50.5%となっています。

■こどもまんなか社会に向かっていると思うか

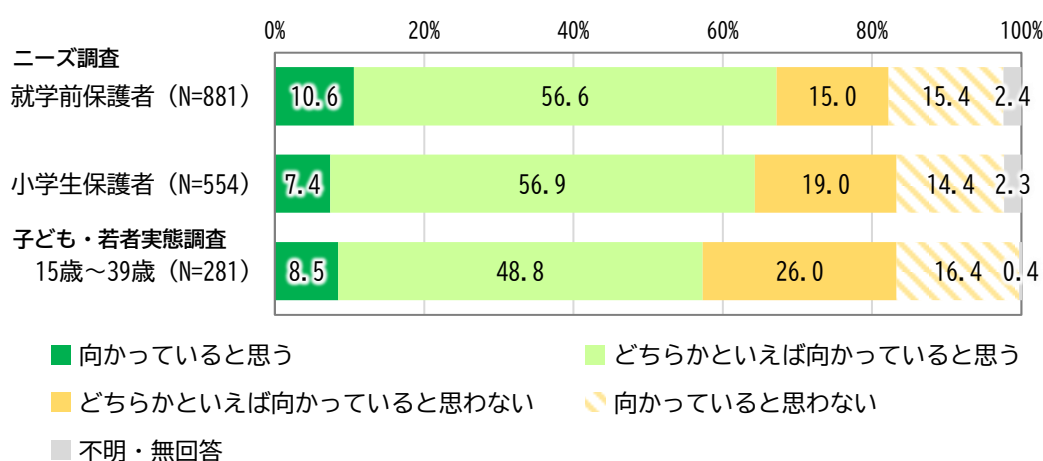


※『向かっている』:「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算

(3) 結婚、妊娠、子ども、子育てに温かい社会の実現について

島田市が結婚、妊娠、子ども、子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うかについて、ニーズ調査では『向かっている』が就学前児童保護者で67.2%、小学生児童保護者で64.3%となっています。子ども・若者実態調査では『向かっている』が57.3%となっています。

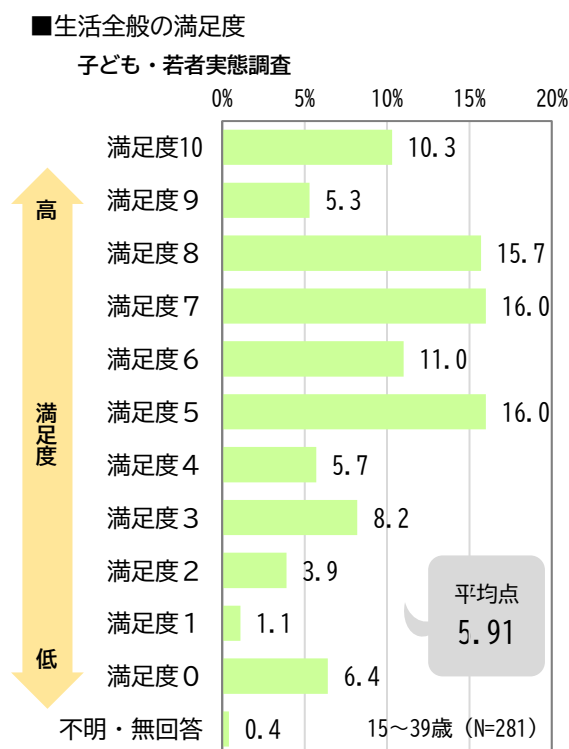
■結婚、妊娠、子ども、子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか



※『向かっている』:「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算

(4) 生活全般の満足度について

生活全般の満足度について、子ども・若者実態調査では「満足度7」「満足度5」が最も高く、次いで「満足度8」となっています。なお、平均点は5.91となっています。

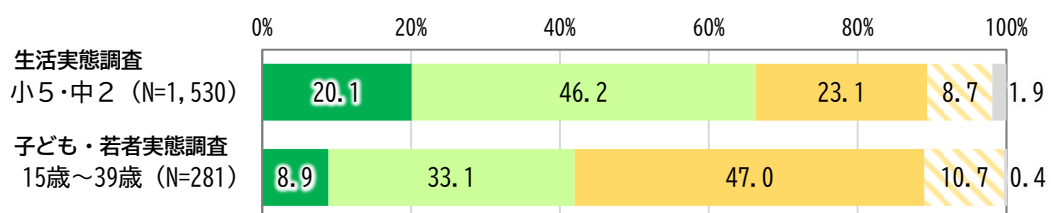


(5) こども・若者の意見聴取について

島田市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかについて、生活実態調査では『聞いてもらえている』が小5・中2で66.3%となっています。子ども・若者実態調査では『聞いてもらえている』が42.0%、『聞いてもらえていない』が57.7%となっています。

■島田市の取り組みにおいてこども・若者の意見が聞いてもらえていると思うか

子ども・若者実態調査で『聞いてもらえていない』が『聞いてもらえている』より高くなっている



■ 聞いてもらえていると思う

■ どちらかといえば聞いてもらえていると思う

■ あまり聞いてもらえていないと思う

■ まったく聞いてもらえていないと思う

■ 不明・無回答

※『聞いてもらえている』:「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算
『聞いてもらえていない』:「あまり聞いてもらえていないと思う」と「まったく聞いてもらえていないと思う」の合算

第3章

計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念（案）

本市では、これまで子育て当事者に寄り添いこどもを中心とした子育て支援を進めてきました。

国では、こども基本法が制定され、すべてのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取り組みが進められています。

本市においても、これまで取り組んできたこども・若者や子育てに関する施策や「島田市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた、総合的な取り組みを行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していくことが重要になります。

すべてのこどもの個性と可能性を大切にし、地域全体でこども・若者の成長を支えることができるよう、以下の基本理念を掲げます。

島田市こども計画 基本理念（案）

こども かがやく しまいく

～育てよう 自分らしく生きる力を 支えよう こども・若者の笑顔を～

“しまいく”とは・・・

島田市で保育すること、教育すること、子育てすること、また、それらを支援する施策などを『しまいく』と呼びます。

基本理念のキーワード

こども・若者に対して実施した各種アンケートで「島田市がどんなまちになったらいいか」に対して挙げられた主な意見をまとめました。



2 計画の視点

基本理念の実現に向け、以下の5つの視点を基本としながら、計画を推進します。

視点1 こども・若者の幸せを第一に考える

こども・若者は、未来を担う存在であり、地域の大切な宝です。こども・若者の幸せを第一に考え、障がいの有無や国籍等にかかわらず、すべてのこども・若者の最善の利益が実現される社会に向けて取り組みを進めます。

視点2 こども・若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者、子育て当事者などの視点が尊重されるよう、思いや願い、意見を汲み取り、反映しながら、こども・若者、子育てに関する支援や取り組みを進めます。

視点3 家族になること、親になること、子育てをすること、それらが安心して実現できるよう切れ目なく支援する

こども・若者が、子育てに夢を持ち、喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる社会環境の整備に努めるとともに、子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための取り組みを進めます。

視点4 援助を特に必要とするこども・若者、その家族への支援体制の充実を図る

すべてのこども・若者が生まれ育った環境などにかかわらず、夢や希望を持ち、豊かな人生を送れるように、誰一人取り残さない支援や様々な機会の提供などの取り組みを進めます。

視点5 家庭、地域、学校、行政、民間団体などが連携して、社会全体でこども・若者の成長を支える

こども・若者の健やかな成長を支えるため、こども・若者に身近な家庭、地域、学校、行政、民間団体などが連携して、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進めます。

3 数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

■数値目標（案）一覧

No.	項目	目標(%)	現状値(%)
1	こどもまんなか社会の実現に向かっていていると考える人の割合	70	①50.5 ③56.4
2	生活に満足しているこどもの割合	70	①47.3
3	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70	①69.7 ②52.3
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80	①51.6 ②58.8
5	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合	90	①82.9 ②74.1
6	どこかに助けてくれる人がいるとするこども・若者の割合	現状維持	①96.1 ②95.4
7	今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとするこども・若者の割合	70	①55.5
8	こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うこども・若者の割合	70	①42.0 ②66.3
9	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	80	①66.2 ②75.3
10	日本の将来は明るいと思うこども・若者の割合	55	①19.9 ②51.7
11	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合	70	②57.3 ③65.8
12	こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の割合	90	③82.9

※①子ども・若者実態調査、②生活実態調査、③ニーズ調査

第4章

少子化対策に関する取り組み

施策体系

施策	取り組み
I 妊娠期からはじまる 切れ目のない 支援体制の充実	1 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実
	2 親と子どもの健康の確保及び増進
II 地域における 子育て支援の充実	3 子育て支援ネットワークの充実
	4 親子のふれあいの場や親同士の交流の充実
	5 地域協働による子育て支援体制の充実
	6 相談支援・子育てに関する情報提供の充実
III 就学前のこどもの 教育・保育環境の充実	7 多様な教育・保育の提供
	8 教育・保育の質の向上
IV 子育て家庭への負担軽減及び 子育て環境の整備	9 子育て家庭への経済的援助の推進
	10 共働き・共育での促進
V 特別な援助が必要な家庭の 生活の向上	11 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
	12 ひとり親家庭等の支援の充実
	13 障害等のあるこどもの家庭への支援の充実

妊娠期からはじまる 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題

- 近年は、核家族化の進行や晩婚化、若年妊娠など出産を取り巻く状況が変化してきており、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行ったりする母親が少なからず存在している状況です。
- 母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素であり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- 本市では、保健師と顔の見える関係を築き、家庭に寄り添い、きめ細やかな対応をしていくため「島田市版ネウボラ」による支援体制を構築しています。さらに、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な相談支援を行っています。
- 国では、令和3年4月に「母子保健法」を改正し、産後ケア事業の実施が位置づけられました。本市においても、平成30年から産後ケア事業を開始しています。今後は事業を周知し、必要な産婦の利用を促進していく必要があります。

取り組み1

安心して妊娠出産できる支援体制の充実

産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援ができるよう、島田市版ネウボラやこども家庭センターにおける支援体制の充実を図ります。また、母子の健康や子育てに関する相談支援や訪問、情報提供を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	島田市版ネウボラ	健康づくり課
2	●	こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
3	●	フレッシュ！パパママ教室	健康づくり課
4	●	はじめのいっぽ講座	健康づくり課
5		妊婦健康診査	健康づくり課
6		産婦健康診査	健康づくり課
7		産後ケア事業	健康づくり課

No.	重点	事業名	担当課
8		赤ちゃん訪問事業	健康づくり課
9		妊婦歯科健診	健康づくり課
10		母子健康手帳交付、妊婦健康相談	健康づくり課
11	●	あかちゃんのお世話体験	子育て応援課
12		育児サポーター派遣事業	子育て応援課

重点事業

事業名	島田市版ネウボラ						担当課	健康づくり課
内容	妊娠・出産・こどもの成長といった家族の節目に、健診や相談に応じながらその家族の担当保健師が、寄り添うサポートシステムです。同じ保健師が妊娠期から子育て期にかけてご家族を担当し、赤ちゃん訪問や健診などで、顔を合わせながら切れ目のないサポートを行います。							
活動指標	担当保健師の認知度							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	95.6%	100%	100%	100%	100%	100%		

事業名	こども家庭センター「てくてく」						担当課	健康づくり課
内容	安心して産み、健やかに生活することができるようサポートする、母子保健に関する総合相談窓口です。望まない妊娠、出産を控えた妊婦、子育て中の母親・父親、孫育て中の祖父母など、誰でも気軽に様々な相談に対応します。							
活動指標	担当保健師に相談したいと思っている人の割合							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	74%	74%	➡	➡	➡	78%		

事業名	フレッシュ！パパママ教室						担当課	健康づくり課
内容	妊娠中の健康管理や出産育児について学びながら、地域での仲間作りをすることを目的とした教室です。初めての赤ちゃんを迎えるご夫婦のための講座。栄養士や保健師の講話の他、妊婦や胎児の疑似体験などを行います。							
活動指標	講座満足度							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	94%	95%	➡	➡	➡	96%		

事業名	はじめのいっぽ講座				担当課	健康づくり課
内容	初めて赤ちゃんを迎える夫婦を対象とした、赤ちゃんが生まれる前に知っておきたい、出産のことや予防接種、子育て支援についての出前講座を行います。					
活動指標	保健師面接率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	78%	78%	➡	➡	➡	80%

事業名	あかちゃんのお世話体験				担当課	子育て応援課
内容	マイ支援センター登録をしている妊婦（初めての出産・子育てを迎える方）を対象に、これから利用する地域子育て支援センターで、赤ちゃん人形を使ってお世話の実技を行います。赤ちゃんと過ごす一日の流れ、授乳・着替え・抱っここの仕方などを学んで、安心して赤ちゃんを迎える準備体験を行います。					
活動指標	マイ支援センター登録をしている妊婦の参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	68人	80人	80人	80人	80人	80人

取り組み2

親とこどもの健康の確保及び増進

母子の健康を確保・増進するため、こどもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種などを実施します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	健康づくり課
2		身体自由計測	健康づくり課
3		フッ化物塗布・洗口事業	健康づくり課
4		予防接種事業	健康づくり課
5		離乳食講習会	健康づくり課
6		子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の活用	健康づくり課

重点事業

事業名	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査				担当課	健康づくり課
内容	身体計測を行い、こどもの発育や発達、離乳食を含む栄養の相談、育児の相談を行います。					
活動指標	健診受診率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	95%以上	100%	100%	100%	100%	100%

地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ・核家族化の進行に加え、働き方や価値観の変化、地縁・血縁によるつながりの薄れなど、こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の孤立化が課題となっています。孤立化を防ぐ体制、仕組みや親同士や地域との交流の機会・場づくりが重要です。
- ・本市では、島田市子育て支援ネットワークによる地域で子育てを支える「ひとりじゃないでね応援団」の取り組みや、子育てコンシェルジュによる個々の状況に応じた情報提供や相談支援を行っています。
- ・また、妊娠中からマイ支援センター登録した「地域子育て支援センター」が、地域の妊婦の交流や子育て親子の居場所等として、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、初めての妊娠や子育ての不安を解消し、安心して子育てに取り組めるよう手厚いサポートを行っています。
- ・ニーズ調査によると、9割以上が子育てについて相談できる人がいると回答していますが、相談先としては父母や友人・知人など身近な人が多く、公的機関は少ない状況です。事業や窓口の周知や利用しやすさの向上が必要です。

取り組み3

子育て支援ネットワークの充実

子育て当事者が安心して子育てができるように、団体や関係機関と連携し子育てをサポートする体制の充実を図ります。また、子育て当事者の不安を軽減するとともに、子育てによるこびを実感できるよう、子育てに関する講座などの充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
2	●	島田市子育て支援ネットワークの運営	子育て応援課
3		ひとりじゃないでね応援講座	子育て応援課
4	●	家庭教育講座	社会教育課
5		ペアレントサポーターの活用	社会教育課
6		幼児・児童を持つ親の講座	社会教育課
7		小・中学生の子を持つ親の講座	社会教育課
8		親学講座	社会教育課
9		ブックスタート事業	図書館課

重点事業

事業名	育児サポーター派遣事業				担当課	子育て応援課
内容	就学前の子どもと同居している妊娠中の母親や出産後間もない子どもを持つ母親に対して、一定期間、育児経験のある保育士（育児サポーター）が家庭を訪問し、必要な育児の援助を行い、子育て家庭が安心して生活を営むことができるよう支援を行います。					
活動指標	育児サポーター派遣回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,164回	970回	970回	970回	970回	970回

事業名	島田市子育て支援ネットワークの運営				担当課	子育て応援課
内容	市内の子育て支援に関わる団体や関係機関が会員となり、情報交換会や研修等を実施し、団体同士の交流を深めながら、連携した活動を展開していくことで、市内の子育て支援の充実を図る。また、島田市子育て応援メッセージ「ひとりじゃないでね」を作成し、市内の子育て家庭を温かく包み込むことができるよう周知活動を実施します。					
活動指標	島田市子育て支援ネットワーク加入団体数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	124 団体	133 団体	➡	➡	➡	135 団体

事業名	家庭教育講座				担当課	社会教育課
内容	家庭教育について、こどもの年齢に応じた様々な内容の講座を開催します。					
活動指標	参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,311 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人

取り組み4

親子のふれあいの場や親同士の交流の充実

健全な親子関係を構築できるよう、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。また、子育て当事者の孤立化防止や子育てに対する不安や悩みを軽減するため、親同士の交流を生み出す機会や場を創出します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	7か月のFamily Day	健康づくり課
2	●	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
3	●	あかちゃん講座	子育て応援課
4		マイ支援センター登録	子育て応援課
5		つどいの広場の開催（きしゃぽっぽ等）	子育て応援課
6		ウェルカム島田	子育て応援課
7		あかちゃんのお世話体験	子育て応援課
8		家庭教育学	社会教育課

No.	重点	事業名	担当課
9		子育て広場の開催	社会教育課
10		初めて0歳児を持つ親の講座（BPプログラム）	社会教育課
11		子ども体験学習講座（親子参加型）	社会教育課
12	●	おはなし会	図書館課
13		おはなしギフト	図書館課

重点事業

事業名	7か月の Family Day					担当課	健康づくり課
内容	生後 7 か月のこどもを持つ夫婦を対象に、こどもが健やかに成長するよう、身体 の健康状態、発達・発育について確認をします。また、保護者の心配ごとなど の相談にも対応します。						
活動 指標	相談参加率						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	97.2%	100%	100%	100%	100%	100%	

事業名	地域子育て支援センターの運営					担当課	子育て応援課
内容	就園前のこどもがいる家庭の方がゆとりを持って、楽しく子育てができるよう に応援する施設です。子どもの健やかな成長と保護者が安心して子育てができ るよう、地域子育て支援センターを設置し、親子が自由に活動できる場や子育 てに関する相談、情報の提供などを行います。						
活動 指標	設置箇所						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	

事業名	あかちゃん講座					担当課	子育て応援課
内容	初めて育児をしている生後 3 か月～7 か月の母親を対象に、毎月 1 回（連続 3 回）マイ支援センター登録をしている地域子育て支援センターで、赤ちゃんの ことが丸ごと分かる内容や遊びなどを伝えます。ふれあい遊びやわらべ歌遊び など月齢に応じた内容の提供や、母親同士の交流の場の提供を行います。						
活動 指標	生後 3 か月から 7 か月の第 1 子の保護者の参加延べ人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	403 人	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人	

事業名	おはなし会				担当課	図書館課
内容	読み聞かせボランティアや図書館職員が、絵本・紙芝居等の読み聞かせを各図書館で行います。					
活動指標	参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,649人	1,650人	1,650人	1,650人	1,650人	1,650人

取り組み5 地域協働による子育て支援体制の充実

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育て家庭と地域住民の交流機会を充実するとともに、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	こども館の運営	子育て応援課
2	●	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
3		つどいの広場の開催（きしゃぽっぽ等）	子育て応援課
4	●	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
5		地域組織活動育成事業（母親クラブ等補助金）	子育て応援課
6	●	地域学校協働本部事業	社会教育課
7		放課後子供教室	社会教育課
8		託児員派遣事業	社会教育課

重点事業

事業名	こども館の運営				担当課	子育て応援課
内容	中心市街地交流拠点施設として、中心市街地活性化を担う施設です。有料のプレイルームぼるね、無料の活動室を設置しています。児童を中心とした様々な世代の人々が交流する中で児童の健全な遊び場を提供し、次世代を担う児童の健全な育成と地域における子育て支援を推進します。					
活動指標	入館者人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	84,488人	78,000人	➡	➡	➡	83,000人

事業名	児童センター、児童館の運営				担当課	子育て応援課
内容	こどもが自由に来館し、遊びや体験を通して、健康を増進し、豊かな情操を育てるための施設です。母親クラブ等地域の方々と協力しながら、心も体も健やかに育つような豊かなプログラムを実施します。					
活動指標	児童センター・児童館の設置箇所数（児童館類似施設を含む）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

事業名	ファミリー・サポート・センター事業				担当課	子育て応援課
内容	育児、子育てのサービスを受けたい方（依頼会員）と育児、子育てのサービスを提供したい方（提供会員）が会員になり、相互に援助を行うことで地域の子育て支援を行います。					
活動指標	利用会員人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	393人	400人	➡	➡	➡	420人

事業名	地域学校協働本部事業				担当課	社会教育課
内容	地域と学校が連携・協働しながら地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指した様々な活動を行います。地域学校協働活動推進員を各学校に配置し、地域住民等と学校との連絡調整を行うことで、授業補助や、読み聞かせなど、地域ぐるみでこどもたちの学びや成長を支える活動を行います。					
活動指標	地域ボランティア活動延人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,510人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人

取り組み6

相談支援・子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する悩みや不安などの解消や必要なサービスの利用を促進するため、さまざまな媒体で子育てに関する情報発信を行うとともに、専門相談員などによる個々に応じた寄り添う相談支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の運営	DX 推進課
2		島田市版ネウボラ	健康づくり課
3		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
4		母子健康手帳交付、妊婦健康相談	健康づくり課
5		乳幼児相談（予約制、7か月の Family Day）	健康づくり課
6		子育て支援教室（ノーバディーズ・パーフェクト）	健康づくり課
7	●	島田市子育て応援サイトしまいく	子育て応援課
8		子育てカレンダー	子育て応援課
9		島田市公式 LINE を活用した情報発信	子育て応援課
10		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
11		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
12		育児サポーター派遣事業	子育て応援課
13		発達相談、心理検査	子育て応援課
14		家庭児童相談室の運営	子育て応援課
15		養育支援訪問事業	子育て応援課

重点事業

事業名	子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の運営						担当課	DX 推進課
内容	妊娠中の方や 18 歳までのこどもを持つ保護者とその家族を対象とした、24 時間いつでもスマートフォンやパソコンからアクセスできる子育て世帯に寄り添うオンラインサービスです。市役所の各窓口に行かなくても、健診の予約、子育てに関する相談の受付、子育て世代向けのイベント情報の取得など、こどもの年齢にあった適切なサービスが受けられます。また、保護者と市立小中学校をつなぐ学校連絡の役割も担っています。							
活動指標	「しまいく+」の利用登録割合							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	82.9%	85%	➡	➡	➡	90%		

事業名	島田市子育て応援サイトしまいく				担当課	子育て応援課
内容	子育てに関する総合的な窓口として、子育てに関するあらゆるお役立ち情報やホットな話題を子育て世代に向けて積極的に発信します。また、島田市公式LINEと連携して、しまいくの掲載情報を毎週木曜日に配信しています。					
活動指標	年間サイトページビュー数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	414,614 件	410,000 件	➡	➡	➡	430,000 件

就学前のこどもの教育・保育環境の充実

現状と課題

- 令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、こどもの生誕前から幼児期までは、人の障害にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。
- 本市における子育て支援施策については、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、保育・子育て支援サービスや放課後児童クラブの量の拡大・質の向上を図ってきました。増加する保育ニーズに対しては、幼稚園の認定こども園への移行などにより受け皿の充実を進めています。
- 本市では、出生数は減少傾向にあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加や、小学生の放課後児童クラブへの利用ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しており、サービスの充実や人材の確保に努める必要があります。
- 発達支援などに関する相談は増加傾向にあります。障害のあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含めた一人ひとりの健やかな成長を支えるため、幼児教育・保育の質の向上が求められます。

取り組み7

多様な教育・保育の提供

保護者の就労形態などの多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡充を図ります。また、発達のきになるこどもを受け入れている幼稚園及び保育所などに対する支援体制を強化します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
2		一時託児事業	子育て応援課
3	●	幼児教育、通常保育事業	保育支援課
4		年度途中入所への支援	保育支援課
5	●	時間外（延長）保育事業	保育支援課
6	●	一時預かり事業	保育支援課
7	●	障害児保育事業	保育支援課

No.	重点	事業名	担当課
8	●	病児・病後児保育事業	保育支援課
9		乳幼児保育補助事業	保育支援課
10		認定こども園化への支援	保育支援課
11		おはなし宅配便	図書館課

重点事業

事業名	幼児教育、通常保育事業					担当課	保育支援課
内容	就学前のこどもがいる家庭で保護者の就労などにより家庭で十分に保育することができない場合、保育所においてこどもを保育し、家庭で保育できない保護者などを支援します。						
活動指標	待機児童人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

事業名	時間外（延長）保育事業					担当課	保育支援課
内容	保育所等における開所時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8時間）の始期前及び終期後の保育需要への対応を図るために実施します。						
活動指標	時間外保育事業を実施している園数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	18 園	29 園	29 園	29 園	29 園	29 園	

事業名	一時預かり事業					担当課	保育支援課
内容	保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、こどもの福祉の向上を図ることを目的として実施します。						
活動指標	年間延べ定員数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	994 人	960 人	960 人	960 人	960 人	960 人	

事業名	障害児保育事業				担当課	保育支援課
内容	発達支援保育の推進を図るため、発達支援保育を実施する民間保育所等に対し補助金を交付します。発達支援保育を実施する保育所等は、個別の支援計画を作成し、こどもの状況に応じた保育を行うため、発達支援保育事業のための保育士を配置します。					
活動指標	補助金交付申請園数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15 園	17 園	17 園	17 園	17 園	17 園

事業名	病児・病後児保育事業				担当課	保育支援課
内容	こどもが病気やけが、または病気回復期でかつ保護者が就労等の理由で保育できない期間、専任の看護師等と保育士が当該児童を保育します。					
活動指標	年間延べ定員数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,872 人	4,800 人	4,800 人	4,800 人	4,800 人	4,800 人

取り組み8

教育・保育の質の向上

一人一人のこどもの健やかな成長を支えるため、教育・保育に関わる人材の専門性の確保や育成に努めます。また、地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	発達支援コーディネーター養成講座・フォローアップ研修	子育て応援課
2	●	保育所等職員の研修	保育支援課
3		幼稚園、こども園、保育所、小学校等合同研修会の開催	保育支援課、学校教育課

重点事業

事業名	発達支援コーディネーター養成講座・フォローアップ研修					担当課
内容	発達に課題のあるこどもの支援をスムーズに行うことができるように、幼稚園、保育所等の職員を対象に継続的に専門的知識、技術を学ぶための講座を開催。関係機関との連携を深めていきます。					子育て応援課
活動指標	講座の受講人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	28人	30人	30人	30人	30人	30人
活動指標	研修会の受講人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	未実施	140人	140人	140人	140人	140人

事業名	保育所等職員の研修					担当課
内容	教育・保育の質の向上のため保育士等を対象に、研修を行います。					保育支援課
活動指標	研修会開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	9回	7回	7回	7回	7回	7回

子育て家庭への負担軽減及び 子育て環境の整備

現状と課題

- ・少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などが指摘されています。
- ・ニーズ調査によると、子育てに関する悩みや気になることについて、子育てにかかる経済的な負担が大きいことと回答する割合が高くなっています。
- ・また、全国的に共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が増加している中、その両立を支援していくことが重要です。共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。
- ・国では、令和4年4月に「育児・介護休業法」を改正し「産後パパ育休制度」を位置づけ、仕事と育児の両立支援、父親の育児休暇の取得を促進しています。
- ・本市においては、女性の労働率は上昇していますが、育児や子どもの世話の負担はいまだに母親に偏っており、経年で比較して大きな改善は見られません。
- ・一方で、男性の育児休暇の取得について、経年で比較すると取得できている人は増加していますが、母親と比較すると低い状況となっています。取得していない理由として、仕事の忙しさ、職場の育児休業を取りにくい雰囲気を挙げており、職場等における理解の促進が必要です。

取り組み9

子育て家庭への経済的援助の推進

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子育て家庭に対して各種助成などについて周知し、利用の円滑化を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	島田市出産・子育て応援給付金支給事業	健康づくり課
2	●	児童手当支給	子育て応援課
3		児童扶養手当支給	子育て応援課
4		こども医療費助成	子育て応援課
5		未熟児養育医療費助成	子育て応援課
6	●	保育所等保育料等の軽減	保育支援課

No.	重点	事業名	担当課
7		実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育支援課
8		要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	教育総務課

重点事業

事業名	島田市出産・子育て応援給付金支給事業						担当課	健康づくり課
内容	島田市版ネウボウによる担当保健師制を活かし、妊娠から出産・子育てまで一貫して、担当保健師が、妊娠届時・妊娠 8 か月前後・乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）時や、随時それ以降も面談や情報提供を行い、安心して出産・子育てができるよう継続して支援の充実を図るとともに、妊娠届出をした人やこどもの養育者に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に必要な費用の負担軽減のため経済的支援を行います。							
活動指標	給付金支給申請率							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

事業名	児童手当支給						担当課	子育て応援課
内容	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。高等学校を修了する年齢までのこどもを養育する方に児童手当を支給します。							
活動指標	対象児童への支給率							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	99%	100%	100%	100%	100%	100%		

事業名	保育所等保育料等の軽減						担当課	保育支援課
内容	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、市独自に保育園等の第2子の保育料を半額・第3子以降を無償にします。							
活動指標	対象世帯への実施率							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

取り組み 10

共働き・共育での促進

子育てと仕事の両立を地域社会全体で支援する社会をつくるため、さまざまな制度や多様な働き方に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を促進します。また、子育てを機に離職してしまった親などに対して相談など就労に関する支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	育児休業制度の周知、利用の啓発	市民協働課
2		事業所等の「男女共同参画社会づくり宣言」の促進	市民協働課
3		男女共同参画事例の紹介	市民協働課
4		放課後児童クラブの運営	子育て応援課
5		年度途中入所への支援	保育支援課
6		家族経営協定の啓発・締結の促進	農業振興課
7	●	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課
8		再就職支援セミナー	商工課
9		内職相談事業	商工課

重点事業

事業名	育児休業制度の周知、利用の啓発				担当課	市民協働課
内容	市民、市内事業所に向けて、育児休業制度の周知、利用の啓発を行います。					
活動指標	島田市男女共同参画情報サイト「しまだばれっと」及び市ホームページへの掲載回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回	1回	1回	1回	1回	1回
事業名	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営				担当課	商工課
内容	島田市役所1階に女性向けの就職相談窓口を設置。子育て応援課及び保育支援課と連携し、仕事、子育て、保育園のことなどについて、ワンストップの相談対応を行います。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,086件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件

特別な援助が必要な家庭の生活の向上

現状と課題

- ・児童虐待やヤングケアラー、家庭破綻、障害など、こどもを取り巻く問題は多岐にわたっており、環境に左右されることなく、将来に希望を抱き、健やかに育つためには、子どもの置かれている現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていく必要があります。
- ・児童虐待については、全国的に増加傾向にあり令和4年度では過去最多となっています。本市においては、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関で連携をとりながら対応を行っており、虐待相談件数は減少傾向にあるものの、引き続き児童虐待防止に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・ひとり親世帯については子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくいことなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。
- ・発達の気になる子どもを持つ保護者の相談に応じて、その子の発達段階を理解しながら、保護者が安心して子育てできるよう、オンラインも活用した相談受付やプッシュ型の情報提供を行うことで、きめの細かいサポート体制の充実を図ります。

取り組み 11

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見、虐待などを未然に防止するため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添う相談支援を行います。また、関係機関との連携や情報共有体制を強化します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		島田市版ネウボラ	健康づくり課
2		子育て世代包括支援センター「てくてく」	健康づくり課
3		保健師等による家庭訪問、相談	健康づくり課
4		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
5		育児サポーター派遣事業	子育て応援課
6		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課

No.	重点	事業名	担当課
7	●	家庭児童相談室の運営	子育て応援課
8		養育支援訪問事業	子育て応援課
9		発達相談、心理検査	子育て応援課
10	●	要保護児童対策地域協議会	子育て応援課

重点事業

事業名	家庭児童相談室の運営					担当課	子育て応援課
内容	家庭児童相談員が家庭その他からの相談を受け、個々の子どもや家庭に応じた援助を行ないます。						
活動指標	相談件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	516件	510件	510件	510件	510件	510件	

事業名	要保護児童対策地域協議会					担当課	子育て応援課
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。						
活動指標	開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	17回	16回	16回	16回	16回	16回	

取り組み 12

ひとり親家庭等の支援の充実

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別のニーズに対応し、親子の福祉の増進を図るため、医療費助成や手当の支給を実施するとともに、親の就業支援を行い、自立促進を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	児童扶養手当支給	子育て応援課
2		母子家庭等医療費助成	子育て応援課
3		母子・父子寡婦福祉資金貸付	子育て応援課
4		母子家庭等自立支援給付（教育訓練、高等職業訓練促進）	子育て応援課
5		ひとり親家庭子育て支援助成（ファミリー・サポート・センター利用料助成）	子育て応援課
6		要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	教育総務課

重点事業

事業名	児童扶養手当支給					担当課	子育て応援課
内容	母子家庭や父子家庭の児童の健全な育成を図るため、所得水準に応じて生活に必要なとなる手当を支給します。						
活動指標	対象児童への支給率						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	99%	100%	100%	100%	100%	100%	

取り組み 13

障害等のあるこどもの家庭への支援の充実

こどもの身体や発達上の課題、保護者の子育てに関する悩みを早期に把握し、支援できる体制の充実を図ります。障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		障害福祉サービスの支給	福祉課
2		障害児福祉手当支給	福祉課
3		特別児童扶養手当支給	福祉課
4		心身障害児童扶養手当支給	福祉課
5		障害児相談支援事業	福祉課、子育て応援課
6	●	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業	健康づくり課
7	●	乳幼児相談（運動発達、2歳3か月児、3歳6か月児）	健康づくり課
8	●	あそびの教室	健康づくり課
9		養育支援訪問事業	子育て応援課
10	●	児童発達支援事業	子育て応援課
11		幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
12	●	親子学習会（つくしんぼ）の実施	子育て応援課
13	●	発達相談、心理検査	子育て応援課
14	●	就園・就学時の接続期支援	子育て応援課
15		特別支援教育就学奨励費	教育総務課

重点事業

事業名	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業						担当課	健康づくり課
内容	聴覚に関して異常の早期発見のために行う、新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用の一部を助成します。							
活動指標	検査受診率							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	99.8%	100%	100%	100%	100%	100%		

事業名	乳幼児相談（運動発達、2歳3か月児、3歳6か月児）				担当課	健康づくり課
内容	身体計測を行い、こどもの発育や発達、離乳食を含む栄養の相談、育児の相談を行います。					
活動指標	実施回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	24回	24回	24回	24回	24回	24回

事業名	あそびの教室				担当課	健康づくり課
内容	1歳6か月児健診、その他相談などで、こどもの発達について心配を抱えている保護者に、公認心理師、保育士、保健師等がサポートしながら、親子で楽しく活動します。					
活動指標	対象児の参加率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	96%	100%	100%	100%	100%	100%

事業名	児童発達支援事業				担当課	子育て応援課
内容	発達に課題を持つこどもが日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應することができるよう、そのこどもの身体及び精神の状況やその環境に応じて適切な指導や訓練を行います。					
活動指標	延べ利用児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5,698人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人

事業名	親子学習会（つくしんぼ）の実施				担当課	子育て応援課
内容	1歳6か月児健診、2歳3か月児相談、3歳児健診、3歳6か月相談を受けて、こどもの発達について心配を抱えている保護者に、公認心理師、保健師、保育士等が相談にのる中で親子遊びを通して親子でふれあいながら楽しい活動を行います。					
活動指標	実施回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	43回	43回	43回	43回	43回	43回

事業名	発達相談、心理検査				担当課	子育て応援課
内容	公認心理師等が、発達について心配があるこどもの相談を受け付けします。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,012 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
	検査件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	344 件	350 件	350 件	350 件	350 件	350 件

事業名	就園・就学時の接続期支援				担当課	子育て応援課
内容	発達相談、心理検査、療育教室等で支援したこどもが、就園・就学する際に、集団生活が円滑に送れるよう、就園・就学先に出向き、こどもの様子を見ながら保護者や教職員等からの相談に対して助言を行っています。					
活動指標	就園・就学時における接続期支援者数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	280 人	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人

第5章

子ども・若者育成支援に関する取り組み (子ども・若者育成支援計画)

施策体系

施策	取り組み
I こどもまんなか社会 に向けた機運醸成	1 こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成
	2 こどもの意見の表明・参加の促進
II こども・若者の 豊かな心と体の育成	3 情操教育、道徳教育、人権教育の推進
	4 体力、健康づくりの推進
III こども・若者の 居場所・活動の充実	5 こども・若者の居場所づくり
	6 遊びや体験活動の推進
	7 多様な学習機会の提供
IV こども・若者が 希望を持てる社会づくり	8 ジェンダーギャップの解消
	9 キャリア教育の推進
	10 若者の就学・就労に対する支援
	11 結婚やこどもを持つことへの支援
V こども・若者が安心・安全に 暮らせる環境づくり	12 安心できる学校づくり
	13 安心・安全にらせる社会環境の整備
VI 困難を有するこども・若者の 自立に向けた支援	14 虐待の防止・早期発見
	15 障害のあるこども・若者への支援
	16 いじめ、不登校等に対する取り組みの推進
	17 非行や立ち直りの支援
	18 相談支援体制の充実
	19 特に配慮の必要なこども・若者への支援

こどもまんなか社会に向けた機運醸成

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育て当事者等を支え、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- 一方で、ニーズ調査によると、「こども基本法」の認知度について、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「内容まで詳しく知っている」が1割未満、「聞いたことない」が約6割を占めており、まだ十分にその内容が周知されていない状況がうかがえます。
- 子ども・若者実態調査によると、市の取り組みへのこども・若者の意見の取り入れについては、聞いてもらえているが約4割、聞いてもらえていないが約6割となっており、十分とは言えません。各調査の自由意見においては、こども・若者が意見を言えたり、意見が尊重されたりすることを望む意見が多くあげられています。
- あらゆる場面で当事者などの意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、こどもまんなか社会の基盤をつくっていくことが重要です。

取り組み 1

こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成

いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。また、こどもまんなか社会の実現に向けて「こども基本法」に関する情報提供や周知を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	「人権の花運動」「人権教室」	生活安心課
2		「人権研修会」等の開催	生活安心課
3	●	「中学生人権作文コンテスト」「人権啓発ポスター展」事業	生活安心課
4		こども基本法に関する情報提供や周知	子育て応援課、社会教育課
5		「いじめを見逃さない・許さない」といったこどもの人権に関わる意識の啓発	学校教育課

重点事業

事業名	「人権の花運動」「人権教室」				担当課	生活安心課
内容	市内の小中学校や福祉施設等で、島田市人権擁護委員が講師を務め、人権についての授業・出前講座を実施します。また、人権の花である「ひまわり」の苗を小学校へ配布し、人権の花運動推進します。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6回	6回	6回	6回	6回	6回

事業名	「中学生人権作文コンテスト」 「人権啓発ポスター展」事業				担当課	生活安心課
内容	人権尊重の大切さや理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に中学生を対象とした作文コンテストの開催、小学生を対象に人権を尊重し合うことの大切さについて体得するためのポスター募集、展示等を行います。					
活動指標	作文・ポスター応募数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	384 件	380 件	380 件	380 件	380 件	380 件

取り組み2

こどもの意見の表明・参加の促進

こども基本法第 11 条に基づき、こども施策をはじめとする市政に対するこども・若者など当事者の意見反映に向けて、こども等の意見を聴くための仕組みづくりを進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくり	子育て応援課、社会教育課、庁内各課

重点事業

事業名	こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくり					担当課	子育て応援課、社会教育課、庁内各課
内容	全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが主体であることを広く周知する。また、こども・若者の意見を聞き、施策に反映させる仕組みを構築します。						
活動指標	意見聴取方法の構築						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	各課で対応	検討	実施	実施	実施	実施	

こども・若者の豊かな心と体の育成

現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化の影響、外的環境の変化等により、こどもたちの生活習慣の乱れが指摘されていますが、基本的な生活習慣はこどもの成長過程において大きな意義を持っており、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、さまざまな問題行動の要因ともなります。幼児期の段階から継続的に健全な基本的な生活習慣を身に付ける必要があります。
- ・また、ゲームなど室内での遊びが増加し、体を動かす機会や自然に親しむ機会が少なくなっています。さらに学校における部活動も地域移行が進んでおり、意識的にこども・若者のスポーツや運動の機会を増やしていく必要があります。
- ・心と体は、あらゆる活動の源となってこども・若者の自立に深く関わってきます。家庭、学校・園、地域などが連携し、こども・若者の生きる力を育むことが重要です。

取り組み3

情操教育、道徳教育の推進

こども・若者の豊かな心を育むため、読書活動など情操教育の充実を図ります。また、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	本に出会い、本に親しみ、本を生かす機会の提供	図書館課
2		こども向けイベント（一日体験図書館員、「ほんのむし」カード等）の開催	図書館課
3		センター的機能（読書・学習・情報）を兼ね備えた図書館・図書室の充実	学校教育課
4		劇団四季「こころの劇場」公演の実施	学校教育課
5		道徳教育研究の推進	学校教育課

重点事業

事業名	本に出会い、本に親しみ、本を生かす機会の提供					担当課	図書館課
内容	身近で親しみがあり役に立つ図書館を目指して、市民が安心して図書館に来館し、充実した学びの時間を過ごせるよう、図書館業務支援システムを利用し、利用者へのサービス向上を図り、全ての市民に対して、ブックスタート事業、おはなし宅配便事業などを通じて「本に出会い、本に親しみ、本を生かす」機会を提供します。						
活動指標	「島田市子ども読書活動推進計画」の取組項目のうち評価Aの項目の割合						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	55.4%	55%	→	→	→	60%	

取り組み4 体力、健康づくりの推進

こどもの体力向上に向け、学校や地域においてスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。また、こども・若者の健康の保持増進のため、食育指導や保健指導、薬物乱用防止教育などを推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		薬学講座	健康づくり課、学校教育課
2	●	「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進	健康づくり課
3		各種スポーツ行事の参加促進「しまだ大井川マラソン in リバティ」、「スポーツ少年団の支援」ほか	観光課
4		児童生徒の体位・体力の把握と授業改善	学校教育課
5		部活動指導員等派遣事業	学校教育課
6		教育活動を通じた食育の推進	学校教育課、学校給食課
7	●	ニュースポーツ教室、スポーツ大会の実施	スポーツ振興課
8		多目的スポーツ・レクリエーション広場の整備	スポーツ振興課

重点事業

事業名	「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進					担当課	健康づくり課
内容	生活習慣病予防及び健康維持・増進のための健全な食生活の普及啓発を図る。食についての意識の啓発とその他の食育に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。						
活動指標	講座参加人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	121人	130人	→	→	→	150人	

事業名	ニュースポーツ教室、スポーツ大会の実施					担当課	スポーツ振興課
内容	市民の健康づくりや体力づくりのため、「市民ひとり1スポーツ」の実現に向けて、市民誰もが手軽に楽しめるニュースポーツの教室や大会を開催する。						
活動指標	教室開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	61回	56回	56回	56回	56回	56回	
	大会開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	5回	5回	5回	5回	5回	5回	



こども・若者の居場所・活動の充実

現状と課題

- 居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。一方で、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。
- 国では、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進しています。
- 子ども・若者実態調査によると、孤独を感じる人がいる人の割合は約5割となっています。すべてのこども・若者が、居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりへの取り組みが必要です。
- また、遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されています。一方で、地域や生育環境によって体験活動の機会に格差が生じていることも課題となっています。
- 生活実態調査によると、本市においても生活困難度が高い世帯とそれ以外の世帯で体験活動や遊び、学びの機会の状況に差がみられます。すべてのこどもが等しくさまざまな機会を得られるよう、家庭、地域、学校・園等における取り組みを推進する必要があります。

取り組み5

こども・若者の居場所づくり

こどもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、既存の事業や施設を活用し、身近な地域における多様な居場所づくりを推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	放課後児童クラブの運営	子育て応援課
2	●	放課後子供教室	社会教育課
3		子ども会育成事業の展開	社会教育課
4		学校体育施設の地域開放	スポーツ振興課

重点事業

事業名	放課後児童クラブの運営					担当課	子育て応援課
内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。						
活動指標	待機児童人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	37人	0人	0人	0人	0人	0人	

事業名	放課後子供教室					担当課	社会教育課
内容	心豊かでたくましいこどもを地域全体で育むため、放課後にこども達の安全・安心な活動拠点（居場所）として、様々な体験（スポーツ・文化活動等）の機会を計画・立案するコーディネーターや地域の団体、ボランティア、学校の協力を得て、放課後子供教室を開催します。						
活動指標	開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	22回	25回	25回	25回	25回	25回	

取り組み6

遊びや体験活動の推進

すべてのこども・若者が遊びや体験活動ができるよう、豊かな自然や地域の人などと触れ合う教育プログラムの充実や、地域住民が主体となり、こどもの遊び場や交流機会の場を創出している地域活動に対する支援を行います。また、さまざまな芸術文化に親しむことができるよう環境整備を進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	公民館や公民館類似施設を利用して行う地域の推進委員、支援会員等による地域独自の活動の支援	子育て応援課、社会教育課
2	●	芸術文化普及事業の開催（音楽会、演劇、講演会など）	文化振興課
3		サタデー・サマーオープンスクールの開催	学校教育課

重点事業

事業名	公民館や公民館類似施設を利用して行う地域の推進委員、支援会員等による地域独自の活動の支援				担当課	子育て応援課、社会教育課
内容	地域の公民館・公会堂等を使い、子育てを地域全体で支援、見守る雰囲気醸成するとともに、高齢者等とのふれあいなど、子育て家庭の育児の負担を軽減します。（子育て応援課・つどいの広場事業） 地域の公民館等を利用し、六合子どもチャレンジクラブ推進協議会（地域の社会教育経験者、コミュニティ委員、各種団体等）を中心に、子育てを地域全体で支援、見守る雰囲気醸成するとともに、高齢者等とのふれあいなど、子育て家庭の育児の負担を軽減するため実施します。（社会教育課・六合チャレンジクラブ）					
活動指標	交付金交付団体数（子育て応援課・つどいの広場事業）					
	現状値 （令和5年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体	16 団体
	開催回数・参加人数（社会教育課・六合チャレンジクラブ）					
	現状値 （令和5年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	48 回 940 人	48 回 940 人	48 回 940 人	48 回 940 人	48 回 940 人	48 回 940 人

事業名	芸術文化普及事業の開催 (音楽会、演劇、講演会など)				担当課	文化振興課
内容	多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供し、その鑑賞、参加、交流等を通して、市民の文化芸術に対する関心を高め、身近なものとして感じられるような事業展開をし、市民文化の向上を図る。					
活動指標	開催回数・参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6回 10,716人	5回 10,000人	5回 10,000人	5回 10,000人	5回 10,000人	5回 10,000人

取り組み7 多様な学習機会の提供

こども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づいて将来を自ら選択し、未来を切り開いていけるよう、学習機会の確保やさまざまな価値観に触れたり視野を広げたりすることができる多様な学習機会の充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	国際姉妹都市・国際友好都市・国際交流都市との各種交流事業と事業への協力	文化振興課
2		博物館における「教育普及活動」の実施	博物館課
3		I C T機器活用の推進	学校教育課
4		外国語教育の充実	学校教育課
5		夢育・地育の推進	学校教育課
6		I C Tを活用した授業やプログラミング教育の推進	学校教育課
7		家庭教育の充実	社会教育課
8	●	少年育成教室「しまだガンバ！」	社会教育課
9		中学生赤ちゃんふれあい体験講座	社会教育課
10		島田市青少年育成支援センター運営協議会表彰式	社会教育課
11	●	「しまだはつくら寺子屋」の実施	社会教育家、学校教育課

重点事業

事業名	国際姉妹都市・国際友好都市・国際交流都市との各種交流事業と事業への協力					担当課	文化振興課
内容	中学生及び高校生の外国語力の向上と国際感覚を養成するため、海外都市への派遣事業に参加する者に対し、補助金を交付します。						
活動指標	補助金交付件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	14件	14件	14件	14件	14件	14件	

事業名	少年育成教室「しまだガンバ！」					担当課	社会教育課
内容	次世代を担う青少年が、心身ともに健やかでたくましく成長するよう、他校生徒との交流や異年齢児童との自然体験、野外活動、集団活動等を通して、感性与創造性のある青少年の健全育成を図ります。						
活動指標	開催回数・参加児童数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	7回 30人	7回 36人	7回 36人	7回 36人	7回 36人	7回 36人	

事業名	「しまだはつくら寺子屋」の実施					担当課	社会教育家、学校教育課
内容	家庭における学習習慣の身につけていないこども達が、主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の人材（教員 OB、大学生、地元住民、中学生等）を活用し、算数の学習支援を実施します。						
活動指標	開催回数・参加児童数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	28回 31人	26回 71人	26回 71人	26回 71人	26回 71人	26回 71人	

こども・若者が希望を持てる社会づくり

現状と課題

- ・近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が性別に関わらず、自らの生き方を考え、選択・決定できる力を身に付けることが重要です。
- ・また、全国的に少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万6,000人と過去最少となっています。本市においても出生数は減少し続けており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であるといわれており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあることが考えられています。
- ・本市においても、出会いや結婚生活支援に関する事業を推進し、若者などが明るい未来を描けるよう支援を行っていますが、婚姻件数は年々減少傾向にあります。
- ・子ども・若者実態調査によると、自分の将来に明るい希望を持っているこども・若者は約6割となっている一方で、約3割が希望しないと回答しており、お金のことや就職・仕事のことに不安を抱えているこども・若者の割合が高くなっています。
- ・こども・若者が将来に明るい希望を持てる社会づくりに向け、こども・若者の活躍を支援する環境づくりや教育、経済的支援などを進める必要があります。

取り組み8

ジェンダーギャップの解消

こども・若者が、性別にかかわらず、さまざまな可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こども・若者などの心身の発達に応じた教育や情報発信を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	LGBTなど多様な性のあり方への理解を深めるための情報発信	市民協働課
2		男女共同参画事例の紹介	市民協働課

重点事業

事業名	LGBTなど多様な性のあり方への理解を深めるための情報発信					担当課	市民協働課
内容	LGBTQなど多様な性のあり方への理解を深めるため、市民へ情報発信を行います。また、静岡県が実施している「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の普及・啓発を行います。						
活動指標	セミナーの開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

取り組み9

キャリア教育の推進

児童生徒が「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう、さまざまな就業・商売体験機会の創出やキャリア形成支援を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		ジュニアエコノミーカレッジの後援	商工課
2		高校との連携による、生徒が働くことの意義や職業観を学ぶ機会の提供	産業支援センター「おびサボ」
3	●	職場体験、キャリア教育講話の促進	学校教育課
4		自立した大人になるための資質や適切な進路選択をする力を育むキャリア教育の充実	学校教育課

重点事業

事業名	職場体験、キャリア教育講話の促進					担当課	学校教育課
内容	児童生徒が生きることの尊さ、主体的に進路を選択決定する意思や意欲を学ぶことができるよう、事業所等の職場で働くこと、また、職業や仕事の実際について体験する機会の提供や、働く人と接したり、さらに、働いている人を招く講座を実施します。						
活動指標	実施校数（中学校）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	6校	6校	6校	6校	6校	6校	

取り組み 10

若者の就労に対する支援

若者世代が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤の安定が確保され、将来に見通しを持つことができるよう、就労に関する情報提供や相談支援などを行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		トライアル雇用など雇用制度の周知と就労機会の拡大	福祉課、商工課
2	●	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の充実	商工課
3		U I Jターンの就労活動支援	商工課

重点事業

事業名	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の充実				担当課	商工課
内容	島田市役所1階に女性向けの就職相談窓口を設置。子育て応援課及び保育支援課と連携し、仕事、子育て、保育園のことなどについて、ワンストップで相談に対応します。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,086件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件

取り組み 11

結婚やこどもを持つことへの支援

若者世代が結婚や子育ての将来展望を描くことができるよう、結婚に伴う新生活のスタートアップや、安心してこどもを産み育てるための経済支援や情報提供などを行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	結婚新生活支援事業	子育て応援課
2		性に対する正しい知識の普及啓発	学校教育課
3		妊娠期の夫婦向け講座	社会教育課
4	●	初めて0歳児を持つ親子の講座（BPプログラム）	社会教育課

重点事業

事業名	結婚新生活支援事業				担当課	子育て応援課
内容	婚姻に伴い新生活を開始するための経済的負担を軽減するため、住居費及び引っ越し費用の一部を助成します。					
活動指標	補助金交付件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15件	13件	13件	13件	13件	13件

事業名	初めて0歳児を持つ親子の講座				担当課	社会教育課
内容	0歳児を初めて育てている母親のための仲間づくり、親子の絆づくり、少し先を見通した育児の基礎知識の学習機会の提供を行う。(令和6年度新規事業)					
活動指標	参加延人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0人	960人	960人	960人	960人	960人



こども・若者が安心・安全にくらせる環境づくり

現状と課題

- 学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であり、さまざまな状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが求められます。さらに、学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供や教育などが求められます。
- インターネット、テレビ、ゲームなどが普及し、メディアへの接触も低年齢化が進む中、こどもの学習の仕方やコミュニケーションの取り方も変化しています。こうしたことから、こども・保護の双方へ、各メディアを適切に利用していくための周知や啓発も必要です。

取り組み 12 安心できる学校づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員の人材確保・養成や地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、児童生徒への適切な指導を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		学校教育支援員研修会	学校教育課
2		生徒指導の充実	学校教育課
3	●	地域学校協働本部事業	社会教育課
4		学校ネットパトロール事業	社会教育課

重点事業

事業名	地域学校協働本部事業				担当課	社会教育課
内容	地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、市内全小中学校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、地域と学校が相互にパートナーとなって、連携・協働し、学校ごとに様々な活動（地域学校協働活動）を実施します。					
活動指標	地域ボランティア活動延人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,510人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人

取り組み 13

安心・安全にくらせる社会環境の整備

こども・若者が事故やトラブルに巻き込まれることなく安心・安全に暮らすことができるよう、学校や地域と連携して交通安全や防災、情報リテラシーなどに関する教育や啓発を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		防災教育の推進、防災訓練の実施	危機管理課、学校教育課
2		防災訓練、災害図上訓練	危機管理課、学校教育課
3		ふじのくにジュニア防災士の認定講習会の実施	危機管理課、学校教育課
4	●	交通安全教育	生活安心課
5		段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	生活安心課、保育支援課、学校教育課
6		学校、地域、警察などが一体となった防犯教育の強化、安全・安心に関わる情報配信	生活安心課、学校教育課、社会教育課
7		小中学校における安全指導の充実	学校教育課
8		情報モラル教育（情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、身に付けておくべき考え方と態度）の推進	学校教育課
9		「子どもをまもる110番の家」の設置促進	学校教育課、社会教育課
10		インターネットやスマートフォンなどの安心・安全利用及び社会のルールやマナーの啓発活動や講習会などの開催	学校教育課、社会教育課
11	●	有害情報から子供・若者を守るための青少年健全育成活動	社会教育課
12		青少年育成支援センターだよりの発行	社会教育課
13		しまだ大井川あいさつの風プロジェクトの実施	社会教育課
14		白ポスト（有害図書類回収）活動	社会教育課

重点事業

事業名	交通安全教育				担当課	生活安心課
内容	幼児、児童、生徒に対して段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していくため、関係機関や団体等と連携し協力を図りながら、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させます。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17回	13回	13回	13回	13回	13回

事業名	有害情報から子供・若者を守るための青少年健全育成活動				担当課	社会教育課
内容	青少年の保護と育成に関係ある各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動相談活動を総合的かつ有機的に結び付けて推進する青少年育成支援センターによる青少年の健全育成を図ります。					
活動指標	街頭補導活動実施回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	63回	66回	66回	66回	66回	66回

困難を有するこども・若者の自立に向けた支援

現状と課題

- ・児童虐待やヤングケアラー、障害、ニート、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、さまざまな状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていくとともに、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの相互協力や分野横断的な支援が求められています。
- ・いじめ認知件数や不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、令和4年では過去最多となっています。本市においても、いずれも増加傾向にあります。
- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援の充実や適切な支援に結びつくための情報提供・相談支援体制の強化が必要です。

取り組み 14 虐待の防止・早期発見

児童虐待を未然に防ぐため、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。また、早期発見・早期発見に向け、こども家庭センターや保育所、学校など、民間団体を含めた地域のネットワークを強化するとともに、継続的な支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		子育て支援教室の開催	健康づくり課
2	●	こども家庭センター事業	子育て応援課
3		要保護児童対策地域協議会	子育て応援課、学校教育課
4	●	相談体制の充実と迅速な心のケアと対応	子育て応援課、学校教育課

重点事業

事業名	こども家庭センター事業					担当課	子育て応援課
内容	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能に加え、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応した一体的な組織として合同ケース会議を実施することにより、子育てに困難を抱える家族に対して、切れ目なく漏れなく対応します。（令和6年度新規事業）						
活動指標	合同ケース会議開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0回	12回	12回	12回	12回	12回	

事業名	相談体制の充実と迅速な心のケアと対応					担当課	子育て応援課、学校教育課
内容	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整（ケース会議）、その他の必要な支援を行います。（子育て応援課） スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援します。（社会教育課）						
活動指標	開催回数（子育て応援課）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	45回	60回	60回	60回	60回	60回	
活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数（社会教育課）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	3人	4人	➡	➡	➡	5人	

取り組み 15

障害のあるこども・若者への支援

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害のあるこども・若者の支援体制の強化や保育所や学校などにおけるインクルージョンを推進します。また、就労や文化芸術活動など社会参加を促進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		障害のあるこども・若者、その家族の意向や生活状況に配慮したきめ細やかな福祉サービスの提供	福祉課
2		発達障害児への就労支援、キャリア支援	福祉課、商工課
3		障害者雇用制度の周知と促進	福祉課、商工課
4		要保護児童対策地域協議会	福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、
5		ケース会議の実施と適切な支援機関への橋渡し	福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
6		医療機関との連携強化	福祉課、健康づくり課
7		地域住民への理解と認識を深めるための啓発活動（研修会開催や広報活動）の推進	福祉課、健康づくり課
9	●	児童発達支援事業の充実	子育て応援課
10		発達支援コーディネーター、発達支援サポーターの養成	子育て応援課
11		精神保健福祉士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の配置拡大	子育て応援課
12	●	障害児保育や特別支援教育の推進	保育支援課
13		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置増員	学校教育課
14		特別支援教育指導室「たんぽぽ」、適応指導教室「チャレンジ教室」と学校との情報共有	学校教育課
15		障害のあるこども・若者の文化芸術活動など社会参加の促進	スポーツ振興課、文化振興課

重点事業

事業名	児童発達支援事業の充実				担当課	子育て応援課
内容	発達に課題を持つこどもが日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應することができるよう、そのこどもの身体及び精神の状況やその環境に応じて適切な指導や訓練を行います。					
活動指標	延べ利用児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5,698人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人

事業名	障害児保育や特別支援教育の推進				担当課	保育支援課
内容	発達支援保育の推進を図るため、発達支援保育を実施する民間保育所等に対し補助金を交付します。発達支援保育を実施する保育所等は、個別の支援計画を作成し、こどもの状況に応じた保育を行うため、発達支援保育事業のための保育士を配置します。					
活動指標	補助金交付申請園数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15園	17園	17園	17園	17園	17園

取り組み 16

いじめ、不登校等に対する取り組みの推進

いじめを当事者同士だけではなく学校全体の問題としてとらえ、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応、学校・家庭・地域が協力したいじめの未然防止対策等を推進します。また、不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行うとともに、専門家にいつでも相談できる環境の整備や、学習などの支援の充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生徒指導主事・主任研修会の実施	学校教育課
2		いじめにつながる事案の認知力向上と迅速な心のケアと対応	学校教育課
3	●	「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催	学校教育課
4		不登校のこどもを持つ親の会「わかあゆの会」の連続開催	学校教育課
5		不登校児童生徒とその家族に対しての進路学習会の実施	学校教育課
6	●	適応指導教室と連携した不登校児童の受け入れと学習支援	学校教育課

重点事業

事業名	「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催						担当課	学校教育課
内容	事務局を島田市教育委員会に置き、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連絡調整やいじめの防止等のための対策に関する情報の共有及び協議を行います。							
活動指標	開催回数							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	2回	2回	2回	2回	2回	2回		

事業名	適応指導教室と連携した不登校児の受入と学習支援						担当課	学校教育課
内容	不登校の解消を目指すため、市内不登校児童生徒等の学習指導や生活指導、不登校児童生徒等の保護者の相談などを支援する「チャレンジ教室」を開催し、入厩を促します。							
活動指標	「チャレンジ教室」へ入級した児童生徒数							
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	32人	60人	→	→	→	70人		

取り組み 17 非行や立ち直りの支援

こども・若者の非行防止や、学校や警察など地域の関係機関・団体との連携による非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。また、社会全体として非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る気運の向上を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関や保護司等と連携した適切な処遇の推進	学校教育課
2		青少年育成支援センター活動の充実	社会教育課
3		青少年の健やかな育成・非行防止についての啓発活動の展開	社会教育課、福祉課

重点事業

事業名	非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関や保護司等と連携した適切な処遇の推進					担当課	学校教育課
内容	教員と児童生徒との信頼関係を醸成する中で、個々の状況に寄り添った生徒指導の充実を図り、小中連携による生徒指導体制強化のための生徒指導主事・主任研修会を実施します。						
活動指標	研修会の開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	2回	2回	2回	2回	2回	2回	

取り組み 18 相談支援体制の充実

不安や悩みを抱えるこども・若者やその家族が適切な支援やサポートにつなげることができるよう、相談支援体制の充実や周知を図ります。また、相談員などの確保・育成を進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	相談窓口の周知と相談員の適正配置	福祉課、子育て応援課、社会教育課
2		各種相談窓口の相互連携強化	福祉課、子育て応援課、社会教育課

No.	重点	事業名	担当課
3		相談員のアセスメント能力を高めるための研修会	福祉課、子育て応援課、社会教育課
4		LINE 相談窓口の普及	社会教育課

重点事業

事業名	相談窓口の周知と相談員の適正配置					担当課
内容	生活困窮者自立支援法の成立により、新たなセーフティネットを創設し、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業を実施します。（福祉課・生活困窮者自立支援事業） 地域生活を送るための支援を必要とする障害者(児)及びその家族を対象として、一般的な相談並びに専門的な相談支援、関係機関との連絡調整等の事業内容について相談支援業務を委託し実施します。（福祉課・障害児・者相談支援事業） 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能に加え、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応した一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、子育てに困難を抱える家族に対して、切れ目なく漏れなく対応するため、子ども家庭センター内に相談員を配置します。（子育て応援課） 青少年の保護と育成に関係ある各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動・相談活動を総合的かつ有機的に結び付けて推進する青少年育成支援センターによる青少年相談を推進します。（社会教育課）					福祉課、子育て応援課、社会教育課
活動指標	相談員配置人数（福祉課・①生活困窮者自立支援事業、②障害児・者相談支援事業）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	①4人	①4人	①4人	①4人	①4人	①4人
	②3人	②3人	②3人	②3人	②3人	②3人
	相談員配置人数（子育て応援課）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6人	7人	7人	7人	7人	7人
	相談員配置人数（社会教育課・青少年相談）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1人	1人	→	→	→	2人

取り組み 19

特に配慮が必要なこども・若者への支援

ヤングケアラーや外国にルーツを持つこども、ひきこもりなど特に配慮や支援が必要なこども・若者について、地域全体で理解を深めるとともに、適切な支援を行うための体制の強化やアウトリーチなどを通じた継続的な支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		困難さの理解や対応を学ぶための講演会や学習会の開催	福祉課、社会教育課
2		自殺予防対策の推進	健康づくり課
3	●	関係機関との情報共有、必要な支援体制の検討など困難を抱える家族に対する支援	子育て応援課、社会教育課、学校教育課
4	●	青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療機関など適切な専門機関へのつなぎ	社会教育課
5		専門相談員を配属した相談窓口の充実とアウトリーチ	社会教育課
6		外国人児童生徒や帰国児童生徒に対する学びやすい環境づくりの推進	学校教育課

重点事業

事業名	関係機関との情報共有、必要な支援体制の検討など困難を抱える家族に対する支援				担当課	子育て応援課、社会教育課、学校教育課
内容	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。（子育て応援課・要保護児童対策地域協議会） 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援について、子ども若者支援地域協議会で情報共有を図るとともに、困難を抱える家族に対する支援を強化し、関係機関等が行う支援ととの可能性の模索するほか、さらに効果的かつ円滑な支援を目指します。（社会教育課・困難を有する子ども・若者に関する実務者会議） 教員と児童生徒との信頼関係を醸成する中で、児童・生徒に寄り添った生徒指導の充実を図るため、生徒指導主事・主任研修会の実施や、関係機関との連携・連絡調整のための特別支援教育研修会の実施します。（学校教育課・生徒指導担当、特別支援担当合同研修会等）					
活動指標	開催回数（子育て応援課・要保護児童対策地域協議会）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17回	16回	16回	16回	16回	16回
	開催回数（社会教育課・困難を有する子ども・若者に関する実務者会議）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	開催回数（学校教育課・生徒指導担当、特別支援担当合同研修会等）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療機関など適切な専門機関へのつなぎ				担当課	社会教育課
内容	青少年の保護と育成に関係ある各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動相談活動を総合的かつ有機的に結び付けて推進する青少年育成支援センターによる青少年相談を推進するため、支援機関マップを作成するとともに、WEBやLINE等を活用して広く周知を図ります。					
活動指標	支援機関マップの作成及び周知紹介回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0回	6回	➡	➡	➡	10回

第6章

子どもの貧困対策に関する取り組み (子どもの貧困対策推進計画)

施策体系

施策	取り組み
I 教育機会の充実	1 連携による教育支援の推進
	2 学校・地域における学習支援や多様な体験活動の機会の充実
	3 教育費負担の軽減
II 生活の安定に 資するための支援の充実	4 こどもの居場所づくりの推進
	5 保護者の就労支援
	6 経済的な支援の充実
III 支援につながる 仕組みづくり	7 こどもの貧困に対する理解の促進
	8 支援・サービスに関する情報提供と相談支援の充実
	9 関係機関等との協働・連携体制の充実

教育機会の充実

現状と課題

- 保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。
- 生活実態調査によると、生活困難度が高い世帯の子どもはそれ以外の世帯の子どもと比べて学校の授業を理解できていない状況がうかがえます。
- 自分のこどもの進路の希望について、困難度が高い世帯では高等学校まで、それ以外の世帯では大学までを希望している人の割合が高くなっています。また、こどものことについての悩みや不安について、生活困難度が高い世帯では教育費の心配が最も高くなっています。
- こどもの習い事について、それ以外の世帯では特にしていないと回答した割合が1割未満であるのに対して、生活困難度が高い世帯では約4割となっています。
- すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるように支援や機械の充実を図る必要があります。

取り組み1

連携による教育支援の推進

学校を窓口として、生活困難度が高い世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。また、こどもとその家族に対して寄り添った支援を行うため、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー、教育相談員、教育支援員などと連携した支援を実施します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	スクールソーシャルワーカーの活用	学校教育課
2		教育相談員等の配置	学校教育課
3		スクールカウンセラーの活用	学校教育課
4		学校教育支援員の配置	学校教育課
5		不登校の子どもへの支援	学校教育課
6		青少年相談室の設置	社会教育課

重点事業

事業名	スクールソーシャルワーカーの活用			担当課	学校教育課	
内容	問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけや、関係機関等との連携・調整を行う。					
活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3人	4人	➡	➡	➡	5人

取り組み2

学校・地域における学習支援や多様な体験活動の機会の充実

学校や地域、多様な施設や機関が協働して、すべてのこども・若者のさまざまな体験や学習の機会を確保します。また、スポーツや文化・芸術などの知識や感性を高めるための機会を創出します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		子どもの学習・生活支援事業（しまだっ子）	福祉課
2		通級指導教室（いずみの教室、こどばの教室）	学校教育課
3	●	夢育・地育の推進	学校教育課
4		豊かな自然の中での体験活動の提供	学校教育課
5		スポーツ・文化・芸術を通じた豊かなこどもの育成	学校教育課
6		少年育成教室しまだガンバ！	社会教育課
7		こどもへのスポーツの普及・推進	スポーツ振興課

重点事業

事業名	夢育・地育の推進					担当課	学校教育課
内容	こどもたちの夢を育むための教育活動や、地域愛を育む教育活動を推進する。						
活動指標	将来の夢や目標をもっている割合（小学校）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	87.4%	88%	→	→	→	90%	
	将来の夢や目標をもっている割合（中学校）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	69.3%	70%	→	→	→	72%	

取り組み3

教育費負担の軽減

すべてのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、教育の機会均等を保証するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生活保護教育扶助	福祉課
2		生活保護生業扶助	福祉課
3		母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て応援課
4	●	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	教育総務課

重点事業

事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費				担当課	教育総務課
内容	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒について学用品費、医療費及び学校給食費等必要な援助を行います。					
活動指標	チラシ・ホームページの掲載回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	7回	10回	10回	10回	10回	10回

生活の安定に資するための支援の充実

現状と課題

- ・こどもが健やかに成長するためには、幼児期からの安定した良好な環境が必要です。家庭の経済状況は、こどもの心身の成長に大きな影響を与えるため、保護者の安定した就労は、こどもにとっても重要な要素です。
- ・また、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないよう、安心して過ごせる居場所をつくる必要があります。
- ・生活実態調査によると、保護者の就労状況について、父親・母親ともに生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯と比較して正社員・正規職員の割合が低くなっています。
- ・こどもに関すること以外での心配や悩み事について、それ以外の世帯では特に悩みはないと回答した人の割合が最も高くなっているのに対し、生活困難度が高い世帯では収入・家計・借金などが最も高くなっています。
- ・こどもが安心して成長できるよう、居場所づくりや保護者の就労支援、経済的支援など、生活の安定に資するための支援を充実し、多面的に実施していく必要があります。

取り組み4

こどもの居場所づくりの推進

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯のこどもをはじめ、すべてのこどもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを促進し、学習支援なども含めて状況に応じた個別の支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	放課後児童クラブの運営	子育て応援課
2		こどもの居場所づくり	子育て応援課
3		放課後子ども教室事業	社会教育課

重点事業

事業名	放課後児童クラブの運営					担当課	子育て応援課
内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。						
活動指標	待機児童人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	37人	0人	0人	0人	0人	0人	

取り組み5

保護者の就労支援

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困難度が高い子育て世帯の保護者に対し、短期有期ではない定職、所得の増大につながる就労支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生活保護受給者への就労支援員による就労支援	福祉課
2		生活保護受給者への就労活動促進費の支給	福祉課
3		生活保護生業扶助（技能習得費）（就職支度金）	福祉課
4		生活困窮者自立相談支援事業対象者への就労支援	福祉課
5		生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉課、子育て応援課
6		高等職業訓練促進給付金等事業	子育て応援課
7	●	自立支援教育訓練給付金事業	子育て応援課
8		ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課

重点事業

事業名	自立支援教育訓練給付金事業					担当課	子育て応援課
内容	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ります。						
活動指標	申請者数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0人	3人	➡	➡	➡	5人	

取り組み6

経済的な支援の充実

各種手当の支給や助成制度などにより、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		自立相談支援事業	福祉課
2		特別児童扶養手当支給	福祉課
3		家計改善支援事業	福祉課
4		住居確保給付金の支給	福祉課
5		児童手当支給	子育て応援課
6	●	児童扶養手当支給	子育て応援課
7		こども医療費助成	子育て応援課
8		母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て応援課
9		母子家庭等医療費助成	子育て応援課
10		多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	保育支援課

重点事業

事業名	児童扶養手当支給				担当課	子育て応援課
内容	母子家庭や父子家庭の児童の健全な育成を図るため、所得水準に応じて生活に必要なとなる手当を支給します。					
活動指標	対象児童への支給率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	99%	100%	➡	➡	➡	100%

支援につながる仕組みづくり

現状と課題

- ・こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、貧困の状態にある家庭やこどもへ、必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要があります。
- ・生活実態調査によると、生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯と比較して心おきなく相談できる相手がいる人の割合が低くなっています。また、約6割が現在必要な支援があると回答しています。一方で、各種支援やサービスについての認知度は十分ではありません。
- ・身近な地域において見守り、気づき、支える機運づくりとともに、情報提供やアウトリーチ型の支援の強化、関係機関における連携の促進などを図る必要があります。

取り組み7

こどもの貧困に対する理解の促進

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるという認識のもと、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯などについて、市民の知識や理解を深めるための情報発信や周知啓発を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	●	関係機関や市職員等への理解促進	子育て応援課
2		各種機関における相談体制の強化	子育て応援課
3		支援情報の周知徹底	子育て応援課

重点事業

事業名	関係機関や市職員等への理解促進				担当課	子育て応援課
内容	関係機関や市職員等を対象とした啓発用パンフレットの配布や研修会等を開催し、子どもの貧困に対する理解の促進を図ります。					
活動指標	研修会の開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	8回	8回	8回	8回	8回	8回

取り組み8

支援・サービスに関する情報提供と相談支援の充実

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯に向けて、市における幅広い支援や制度を的確に周知し、支援を必要としている世帯が適切な支援やサービスを利用できる体制を整備します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		障害児相談支援事業	福祉課、子育て応援課
2		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
3		母子健康手帳交付・妊婦健康相談	健康づくり課
4		保健師等による相談、家庭訪問	健康づくり課
5		子どもの年齢に応じた相談支援	健康づくり課
6	●	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
7		ひとり親家庭子育て支援助成金	子育て応援課
8		つどいの広場の開催（きしゃぽっぽ等）	子育て応援課
9		相談員による母子・父子自立支援	子育て応援課
10		初めて0歳児をもつ親の講座（BP プログラム）	社会教育課
11		子育て広場の開催	社会教育課

重点事業

事業名	地域子育て支援センターの運営					担当課	子育て応援課
内容	就園前のこどもがいる家庭の方がゆとりをもって、楽しく子育てができるように応援する施設です。お子さんの健やかな成長と保護者の方が安心して子育てができるよう地域子育て支援センターを設置し、親子が自由に活動できる場や子育てに関する相談、情報の提供などの活動を行います。						
活動指標	設置箇所						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	

取り組み9

関係機関等との協働・連携体制の充実

妊娠・出産期からあらゆる機会を捉え、関係機関などが相互に協働・連携して生活が困難な状況にあるこどもや家庭へ切れ目のない細やかな支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		女性相談事業	市民協働課
2		民生委員・児童委員（主任児童委員）との連携	福祉課
3		育児相談による困窮のリスクの発見	健康づくり課
4		あそびの教室	健康づくり課
5		養育支援訪問事業	子育て応援課
6		親子学習会（つくしんぼ）の実施	子育て応援課
7		一時託児事業	子育て応援課
8		ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
9		DV など女性の相談窓口	子育て応援課
10	●	各種機関における相談体制の強化	子育て応援課
11		子どもの居場所づくり	子育て応援課
12		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
13		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
14		通常保育事業	保育支援課
15		時間外保育事業	保育支援課
16		障害児保育事業	保育支援課
17		一時預かり事業	保育支援課
18		日中一時支援事業（土曜日）	保育支援課
19		病児・病後児保育事業	保育支援課
20		地域と学校との連携強化	学校教育課
21		夢育・地育の推進	学校教育課
22		子ども・若者支援地域協議会事業	社会教育課
23		初倉中学校区・しまだはつくら寺子屋事業	社会教育課
24		放課後子ども教室事業	社会教育課
25		通学合宿事業	社会教育課
26		地域の読み聞かせ活動の促進	社会教育課
27		地域学校協働本部事業の推進	社会教育課

重点事業

事業名	各種機関における相談体制の強化				担当課	子育て応援課
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。（要保護児童対策地域協議会）					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17回	16回	16回	16回	16回	16回

第7章

子ども・子育て支援に関する取り組み (子ども・子育て支援事業計画)

第8章

計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理と評価